

名古屋市市政資料館年報

第20号（平成23年度）

平成24年 4 月

目 次

I 市政資料館の設置・沿革等

1 市政資料館の設置	1
2 沿革	1
3 重要文化財の指定	2
4 保存・修理工事の概要	4

II 施設・組織の概要

1 施設	6
2 組織	7

III 市政資料館の事業

1 事業の概要	8
2 施設の利用状況	
(1) 入館者	9
(2) 集会室・展示室の利用状況	11
3 公文書等の公開	
(1) 公文書の公開	12
(2) 行政資料の公開	13
(3) 主な公開中の資料	14
(4) 利用状況	16
4 展示	
(1) 常設展示	18
(2) 企画展示	19
5 調査研究	
(1) 公文書等の調査研究	21
(2) 市史編さん	21
① 編さん体制	21
② 会議の開催	23
(3) 資料の整理	23
(4) その他	
① 「新修名古屋市史」特別講演会～震災から歴史を学ぶ～の開催	23
② 第27回「新修名古屋市史を語る集い」の開催	23
③ 市政資料館・文化振興事業団連携企画特別講演会の開催	24
④ 市政資料館・生涯学習センター共催講座の開催	24
⑤ 「新修名古屋市史だより」の発行	25

参考資料

1 開館23年のあゆみ	26
2 事業費の推移	35
3 入館者数の推移	36
4 集会室・展示室の利用状況の推移	37
5 閲覧室の利用状況の推移	38
6 条例、規則など	40
(名古屋市市政資料館条例、公文書館法など)	

利用のごあんない	63
----------	----

I 市政資料館の設置・沿革等

1 市政資料館の設置

市政資料館は、名古屋市市政資料館条例に基づき、歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供し、あわせてこれらに関する調査研究を行うとともに、市民の文化活動の場を提供することを目的に設置された公の施設です。

その業務は、①公文書等を収集し、整理し、保存すること、②公文書等を閲覧その他の利用に供すること、③公文書等に関する調査研究を行うこと、④市政に関する資料の展示を行うこと、⑤重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎を保存し、公開すること、⑥施設の供用をすること、等です。

2 沿革

昭和51年12月	名古屋高等・地方裁判所を移転し、旧庁舎を取り壊す計画に対して保存を望む声が起こる。
昭和52年10月	名古屋市、保存する方法等について検討を開始
昭和53年12月	文化庁が名古屋高等・地方裁判所庁舎の保存について現地調査
昭和54年3月	名古屋高等・地方裁判所、中区三の丸一丁目に移転
昭和55年10月	「旧名古屋高等・地方裁判所庁舎利用計画検討会」を設置し、利用について検討、昭和56年3月、名古屋の政治・経済・文化に関する文献など、資料の収集、保存、展示及び市民の文化活動の場を提供する施設とすることが望ましい旨答申
昭和57年6月	「資料館計画検討委員会」を設置し、資料館として利用するため、その具体的な方策を検討、同年11月、この建物を文化遺産として保存、公開する部分と再利用する部分とに分け、具体的計画を報告
昭和59年1月	文部大臣に重要文化財指定を申請
昭和59年3月	東海財務局との間で国有財産無償貸付契約を締結
昭和59年5月	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎を文化財保護法第27条第1項による国の重要文化財に指定（5月21日付）
昭和59年5月	名古屋市資料館（仮称）整備計画を決定
昭和59年8月	文化財保護法第95条第1項の規定により、名古屋市を大蔵省所管に係わる重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎の管理団体として指定（8月21日付）
昭和59年10月	重要文化財としての保存修理実施設計の調査、設計図書の作成のため調査工事を実施
昭和59年12月	改修方針を検討のうえ具体的な改修工事の方法を審議するため、「名古屋市資料館（重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎）改修委員会」を設置
昭和60年4月	再利用のための一般改修工事実施設計に着手
昭和60年12月	解体、危険防止を内容とする保存修理第一期工事を実施 （至 昭和61年6月）

昭和61年 1 月	文化庁長官に重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎の現状変更許可を申請
昭和61年 3 月	文化財保護法第43条第 1 項の規定による現状変更許可（3月12日付）
昭和61年 7 月	保存修理第二期工事を実施（至 平成元年 6 月）
昭和62年 1 月	常設展示計画案を検討のため「展示企画懇談会」を設置、同年 6 月名古屋市資料館常設展示計画案答申
昭和62年 9 月	常設展示基本計画決定
昭和63年 6 月	常設展示実施設計に必要な事項について調査研究を行うため、「名古屋市資料館展示企画委員」を設置
平成元年 4 月	名古屋市市政資料館条例公布（施行 平成元年10月11日）名称を名古屋市市政資料館とする。
平成元年 6 月	常設展示製作着手（至 平成元年 9 月）
平成元年10月	名古屋市市政資料館開館（10月11日）
平成 3 年11月	東海財務局から文化庁へ国有財産の所管換え予定となり、文化庁長官に土地等の国有財産使用許可を申請
平成 4 年 3 月	東海財務局から文化庁へ国有財産の所管換えとなり、国有財産法第18条第 3 項及び第19条の規定による国有財産使用許可（3月31日付）

3 重要文化財の指定

○名 称	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎
○員 数	1 棟
○構造及び形式	煉瓦及び鉄筋コンクリート造、 建築面積 2,341.8 平方メートル、 3 階建、玄関ポーチ付、正面中央塔屋付、 銅板葺（玄関、中央階段室及び 3 階会議室以外の内装を除く。）
○所 有 者	国（大蔵省所管）※
○所有者の住所	東京都千代田区霞ヶ関三丁目 1 番 1 号
○所在の場所	愛知県名古屋市東区白壁一丁目 3 番
○指定年月日	昭和59年 5 月21日（文部省告示第65号）
○経 過	①重要文化財指定申請 昭和59年 1 月17日 ②文化財保護審議会、重要文化財指定についての文部大臣答申 昭和59年 3 月23日

※ 文部省の行政財産に所管換え（平成 4 年 3 月31日付）

《参考説明》

建物の沿革

近代司法制度は、大日本帝国憲法が公布された翌年、明治23年（1890年）に、裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法が公布されることにより確立しました。裁判所の組織も大審院、控訴院、地方裁判所、区裁判所となり、この頃から各地の裁判所庁舎が従来の建物の転用から脱して新しく建設されるようになりました。

当時、名古屋では控訴院と地方裁判所及び区裁判所の庁舎が別々に設置されていましたが、この三つの庁舎を一か所に集めることとなり、新しく庁舎を建設することになりました。（大正7年4月に工事に着手し、同11年9月に竣工しました。）これが旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎です。この建物の設計監督は司法省の営繕課が行い、司法技師の金刺森太郎が主任として工事を担当しました。

戦後は裁判所制度の改正にともない、名古屋高等裁判所及び地方裁判所として使用されてきましたが、昭和54年に中区三の丸一丁目に裁判所が移転し、以後、この建物は使用されなくなりました。

建築の意匠と技法

この建物は、正面中央にドーム屋根の塔屋を設けたネオ・バロック様式の3階建てで、赤い煉瓦壁と白い花崗岩の色調の対比が美しい官庁建築です。

構造は、壁を煉瓦で積み、梁・床・階段などは鉄筋コンクリートで、屋根の骨組みは木で造られています。このような煉瓦と鉄筋コンクリートを併用した構造技法は、近代建築の変遷を示しており、重要なものです。

内部の意匠は全体としては簡素に作られていますが、2・3階を吹抜けとした中央階段室と3階の会議室は優れた意匠で見どころとなっています。中央階段室の階段の手摺、階段廻りの柱などは、大理石、または大理石塗り仕上（マーブル塗り）となっています。3階は、中央の吹抜けの周囲は独立柱を廻らせた回廊となっているとともに、天井は漆喰仕上のヴォールト天井で、中央にステンドグラスを入れています。会議室の壁は、下の部分に板を並べて張った羽目板張りとして、それより上の部分は漆喰塗りをしたうえで壁紙を貼っています。天井は、漆喰塗りのうえで天井紙を貼るとともに、中央部を一段高くして装飾をし、シャンデリアを吊るしています。



こうした建築意匠や技法が高く評価され、昭和59年5月21日に国の重要文化財に指定されました。

4 保存・修理工事の概要

昭和60年12月から平成元年6月にかけて行われた工事の内容は、大きく分けて二つに分類されます。一つは、重要文化財の保存修理工事であり、もう一つは、市政資料館としての利用に伴う工事です。

保存修理工事は、この建物を保存していくうえにおいて必要な構造補強工事と、大正11年創建当時の姿に復原するための修理工事でした。

構造補強工事の主なものとしては、地震に対して強度を増すために、3階煉瓦頂部にH型鋼を廻し、中央階段室背面煉瓦壁などには、垂直・水平・斜め方向に鉄筋を入れエポキシ樹脂を注入し壁自体の強度を高めました。階段室外部の東・西露台にはヴォールト天井を支え小屋組の崩壊を防ぐための控壁を新設しました。中央階段室2階の独立煉瓦造柱には、柱の内部に鋼管を入れて耐震補強を行いました。また、木造小屋組には重ね梁や継ぎ手のボルトで補強しました。

復原修理工事としては、昭和34年の伊勢湾台風により大きな被害を受け銅板葺きに変えられていた屋根を、創建当時の天然スレート葺きに復原し、中央塔屋の銅板はすべて葺き替えを行いました。外観については、建物西側入口の庇、窓回りの復原、北側別館との渡り廊下・東中庭の渡り廊下の一部を復原し、タイル・人造石塗り・石貼り・磨き煉瓦などの修理を行いました。

重要文化財の内装指定を受けている会議室については、天井・壁の漆喰塗り、腰壁の羽目板、シャンデリアを修理するとともに、天井・壁の貼紙、じゅうたん、カーテン設備を復原しました。また、中央階段室は天井・壁の漆喰塗り、腰回り・床のリグノイド塗、天井・壁のステンドグラスをそれぞれ修理するとともに、鉄製手摺格子、階段室回りの柱上部のマーブル塗りを復原しました。

そのほか、後に増築された室を撤去し、煉瓦壁・鉄筋コンクリート造り床の亀裂には樹脂注入などによる補修を行い、雷・火災などの災害に備え、避雷設備および自動火災報知設備を設置しました。

市政資料館として利用するための工事は、大規模な改造を避けながらも、その用途にあわせ内装工事を行うとともに空調設備・電気設備の改修、屋内消火栓設備・エレベーター設備の新設などを行いました。

1階は、資料保管の場としての書庫及び収蔵庫と、館運営のための電気室、機械室を整備しました。この階には、留置場2室と便所1室も復原されています。

2階は、名古屋市の公文書館として閲覧室、ビデオ・マイクロリーダー室、資料整理室などを配置するとともに、市民利用施設としての集会室や喫茶室、その他事務室、警備員室、資料研究室などを整備しました。

3階は、常設展示室及び市民利用施設としての展示室を整備しました。常設展示室には、重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎としての建物に関する展示、公文書・行政資料などを用いた名古屋市の誕生から平成に至るまでの一世紀余にわたる市政に関する展示のほか、この建物が裁判所であったことから司法に関する展示を行っています。

また、室内の調度品、創建当時の室名板などを復原し、腰の羽目板などは修理して再使用しています。

保存修理工事は、国（文化庁）から国宝重要文化財等保存整備費補助金を、県から愛知県文化財保存事業費補助金の交付を受けて実施しました。また、市政資料館としての利用工事に要する経費は市費で整備を行いました。

市政資料館保存修理工事決算書

(単位・千円)

全 体	事 業 費	1,646,745	
		工 事 費	1,475,495
		委 託 料	145,436
		事 務 費	25,814
	補 助	事 業 費	826,231
		工 事 費	704,739
		委 託 料	106,898
		事 務 費	14,594
	単 独	事 業 費	820,514
		工 事 費	770,756
		委 託 料	38,538
		事 務 費	11,220
財 源	国 庫 支 出 金	413,115	
	県 支 出 金	81,200	
	一 般 財 源	1,152,430	

昭和60年～平成元年度における重要文化財の保存修理及び市政資料館としての利用に伴う工事費の累計です。

II 施設・組織の概要

1 施設

所在地	名古屋市東区白壁一丁目3番地（名城公園内）
建築面積	2,327.33㎡
各階床面積	1階 2,327.33㎡（渡り廊下部分を除く） 2階 2,257.66㎡ 3階 2,084.22㎡ 塔屋 50.69㎡
建築延面積	6,719.9㎡（渡り廊下部分を除く）
建築規模	地上3階一部塔屋付
構造等	煉瓦及び鉄筋コンクリート造 玄関ポーチ付、正面中央塔屋付、天然スレート葺
建物高さ	14.85m（塔屋先端28.18m）
建設	着工 大正7年4月 竣工 大正11年9月 設計・監理 司法省営繕課

市政資料館の建物は、大正11年(1922年)に、当時の司法省によって名古屋控訴院・地方裁判所・区裁判所庁舎として建設されて以来、昭和54年(1979年)に名古屋高等裁判所・地方裁判所が現在の新庁舎（中区三の丸一丁目4番1号）に移転するまでの間、中部地方の司法の中心として活動し、歴史を深く刻み込んできました。

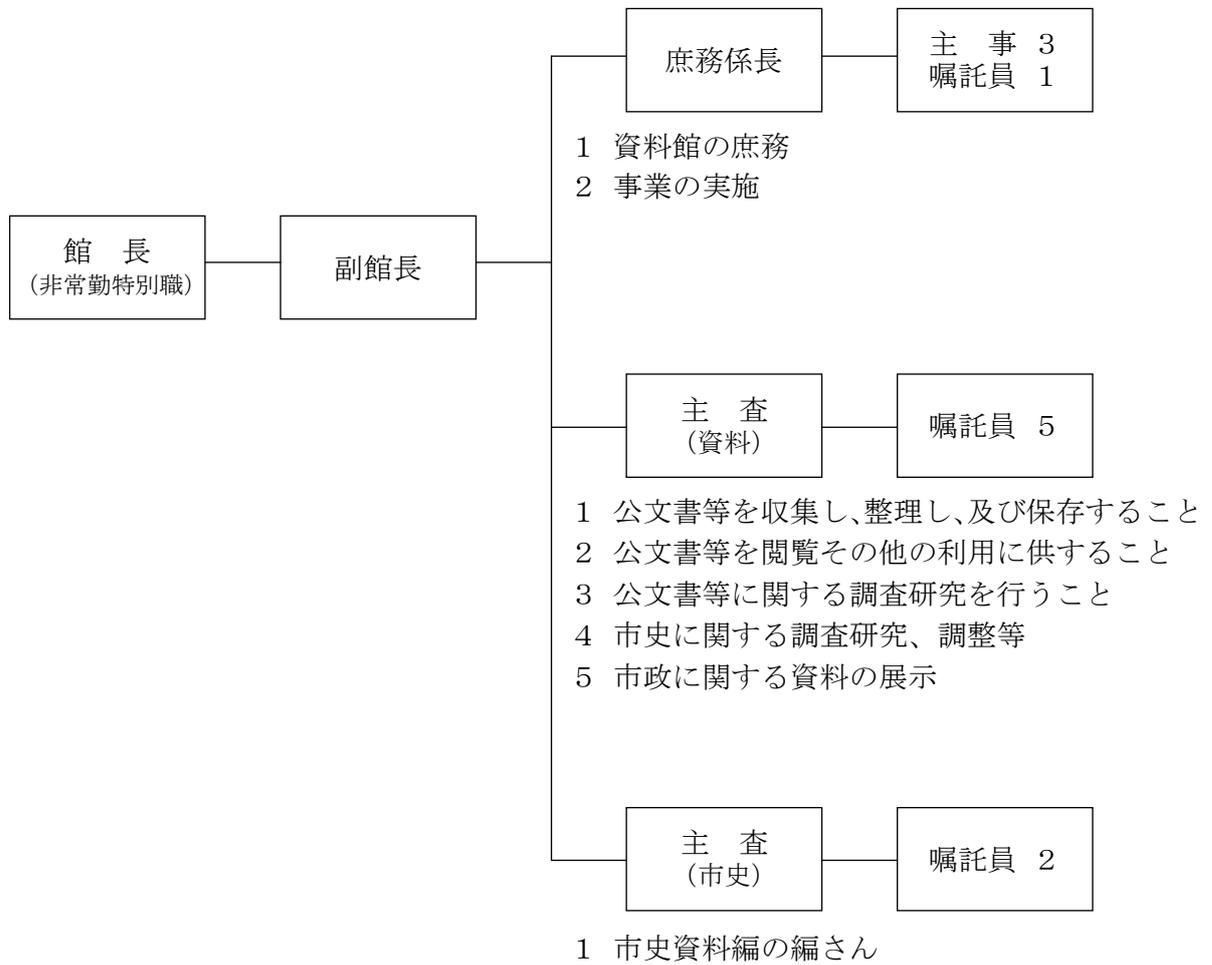
さらに、この建物は、地域のシンボルとして人々に印象づけられているとともに、名古屋の近代化の歩みを今に伝える歴史的文化遺産の宝庫「文化のみち」の一角にあって、都心を間近にしながら落ち着いた安らぎのある景観を形成しています。

また、この建物は、外壁の赤い煉瓦と白い花崗岩、上屋銅板の緑、屋根のスレートの黒を組み合わせた華やかさと荘重な構成にまとめあげたネオ・バロック様式を基調とする建築様式を取り入れており、日本の近代建築における大正末期の建築物の特徴を忠実に表現しています。

このようなことから、歴史的・文化的にも貴重な遺産として、昭和59年5月に国により重要文化財（名称 旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎）に指定されました。名古屋市では、市民の貴重な文化遺産であることから、この建物が持っている歴史的な特性を踏まえながら文化的に有効に活用できるよう、名古屋市市政資料館として整備したものです。



2 組織



(注) 平成 24 年 4 月 1 日現在の組織で、数字は人数です。

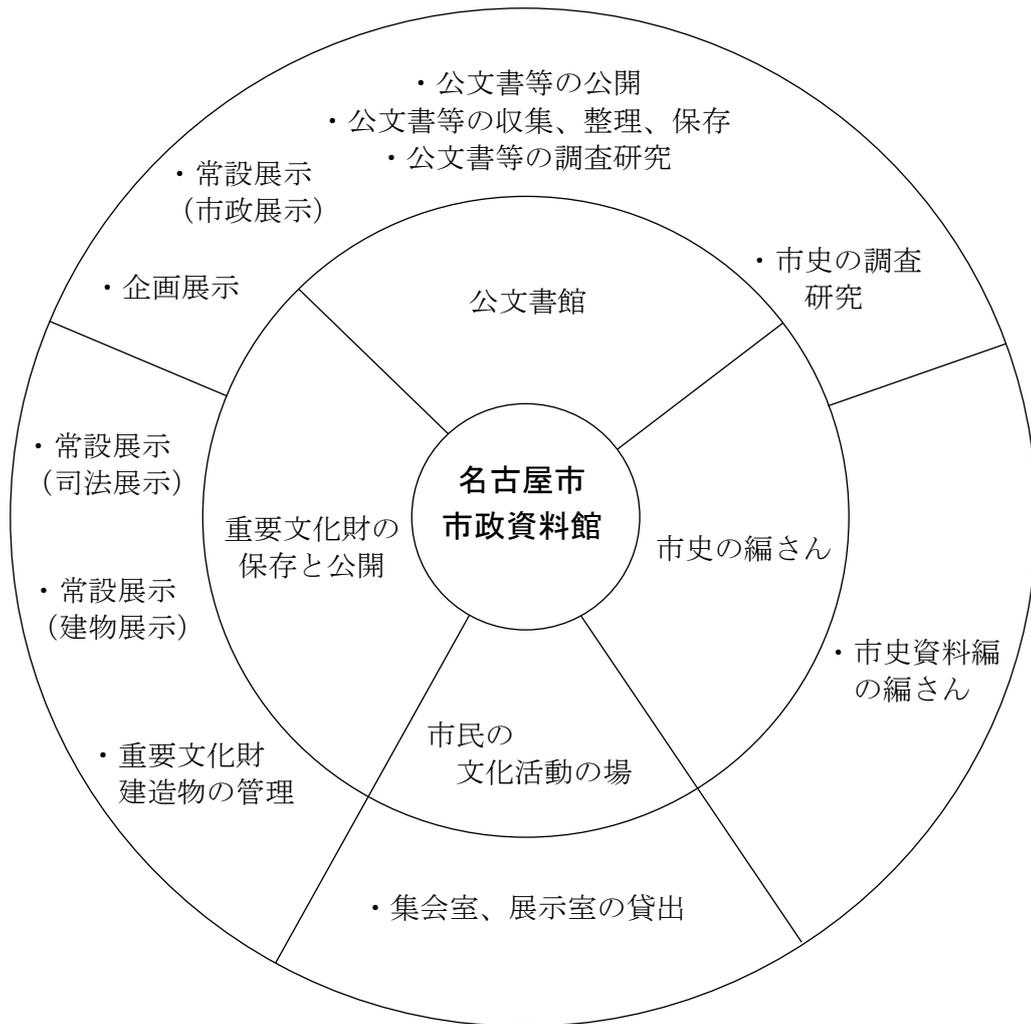
Ⅲ 市政資料館の事業

1 事業の概要

市政資料館は、次の事業を行っています。

- ① 歴史資料として重要な名古屋市の公文書等を保存し、閲覧などの利用に供しています。
- ② 名古屋に残された貴重な文化遺産である重要文化財旧名古屋控訴院・地方裁判所・区裁判所庁舎を、保存し、公開しています。
- ③ 新修名古屋市史本文編の編さん過程で各方面の協力によって収集することができた多くの貴重な歴史資料をまとめた市史資料編の編さんを行っています。
- ④ 集会、作品展示始め様々な文化活動などを行うため、集会室、展示室の貸出を行っています。

名古屋市市政資料館の役割



2 施設の利用状況

(1) 入館者

平成23年度の入館者は67,622人であり、月別の実績及び入館団体数については表-1、表-2のとおりです。

開館以来の入館者数の推移については、参考資料（35ページ）に掲げてあります。

(平成23年度)

表-1

月	開館 日数	総 数	個 人	団 体	内 訳			
					小学生	中学生	高校生	その他
4	25	6,758	6,568	190	0	6	0	184
5	25	5,612	5,155	457	124	6	0	327
6	25	4,445	3,936	509	178	0	0	331
7	26	4,356	4,186	170	0	0	0	170
8	25	4,578	4,283	295	11	0	0	284
9	25	6,179	5,699	480	86	0	0	394
10	25	7,754	6,917	837	85	0	0	752
11	25	7,740	7,090	650	0	18	10	622
12	23	4,178	3,892	286	0	0	0	286
1	23	4,082	3,946	136	0	44	0	92
2	24	4,992	4,133	859	381	76	0	402
3	26	6,948	6,169	779	0	0	0	779
計	297	67,622	61,974	5,648	865	150	10	4,623
備 考	1日あたり 228人 最高 11/3 1,774人 最低 9/21 47人							

平成 23 年度 入館団体数

表-2

団体	月												計	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
幼稚園												1		1
小学校		3	10		1	2	1					8		25
中学校	1	1						2		5	7			16
高等学校								1						1
大学	2	1			1	1		1	2		1			9
専門学校														
高年大学			1					1						2
学校PTA								1	1					2
学校教員関係														
社会教育関係											3			3
女性団体											1			1
各種団体	2	6	5	2	5	3	8	8	3	2	3	7		54
市関係						2	1	2						5
裁判所												1		1
省・庁関係														
結婚式	2	3	4	2	2	4	8	7	2	1	4	8		47
合計	7	14	20	4	9	12	19	23	7	8	28	16		167

(2) 集会室・展示室の利用状況

集会室の利用は午前（9：30～12：30）・午後（13：30～17：00）の2区分により5室の貸出を行っています。展示室の利用は全日により5室の貸出を行っています。

平成23年度の月別の利用状況は、表－3のとおりです。

開館以来の毎年度の利用状況の推移は、参考資料（37ページ）に掲げてあります。

(平成 23 年度)

表－3

区分 月	集 会 室			展 示 室		
	利用件数	利用可能 件 数	利用率(%)	利用件数	利用可能 件 数	利用率(%)
4	200	250	80.0	87	125	69.6
5	200	250	80.0	50	125	40.0
6	212	250	84.8	0	125	0.0
7	225	260	86.5	20	130	15.4
8	203	250	81.2	41	125	32.8
9	223	250	89.2	34	125	27.2
10	147	250	58.8	82	125	65.6
11	145	250	58.8	66	125	52.8
12	111	230	48.3	89	115	77.4
1	123	230	53.5	115	115	100.0
2	137	240	57.1	68	120	56.7
3	150	260	57.7	62	130	47.7
計	2,076	2,970	69.9	714	1,485	48.1

3 公文書等の公開

市政資料館は、明治22年の市制施行以後の永年保存公文書を中心に、歴史資料として重要な公文書その他の記録を収集、整理、保存し、広く市民の皆さんに利用していただくとともに、これらの資料の調査研究を行っている名古屋市の公文書館です。

(1) 公文書の公開

市政資料館が引渡しを受け、平成24年3月31日時点で利用に供している公文書は、表－4のとおりです。平成23年度は、昭和55年度までに完結し、整理の終了した公文書を新たに公開しました。

出所別の公開中の公文書簿冊数

表－4

区 分	明 治 期	大 正 期	昭 和 期	計
収入役室	81	293	1,474	1,848
秘書室	1	1	60	62
総務局	97	214	1,898	2,209
財政局	6	67	1,722	1,795
市民局	－	1	114	115
環境事業局	－	1	21	22
経済局	－	－	262	262
農政緑地局	－	－	182	182
民生局	－	2	208	210
衛生局	－	1	103	104
環境保全局	－	－	39	39
計画局	1	4	1,421	1,426
土木局	16	72	940	1,028
建築局	－	2	308	310
交通局	－	－	22	22
消防局	－	－	18	18
市会事務局	－	－	128	128
選挙管理 委員会事務局	－	－	14	14
教育委員会 教育事務局	－	6	82	88
監査事務局	－	－	182	182
区役所	1	15	532	548
市長室	0	0	5	5
住宅都市局	0	0	70	70
合 計	203	679	9,805	10,687

(2) 行政資料の公開

市政資料館が収集し、平成24年3月31日時点で利用に供している行政資料は、表-5のとおりです。

公開中の行政資料冊数

表-5

明治期の行政資料	465 (内 名古屋市発行資料 54)
大正期の行政資料	632 (内 名古屋市発行資料 273)
昭和・平成期の行政資料	59,819 ※
合計	60,916

※昭和・平成期（平成11年度以前）の行政資料の出所別内訳（再掲）

名古屋市	収入役室	112	秘書室	318
	総務局	6,625	財政局	1,351
	市民局	3,412	環境事業局	431
	経済局	2,966	農政緑地局	826
	民生局	2,421	衛生局	2,359
	環境保全局	772	計画局	1,024
	土木局	706	建築局	514
	各区役所	710	水道局	563
	下水道局	312	交通局	785
	消防局	952	各行政委員会	7,123
	市会事務局	486		
	計			34,768
名古屋市の関係団体				3,788
その他				14,611
合計				53,167

※平成期（平成12年度以後）の行政資料の出所別内訳（再掲）

名古屋市	収入役室・会計室	0	市長室	104	
	総務局	592	財政局	118	
	環境局	277	市民経済局	596	
	健康福祉局	674	住宅都市局	155	
	緑政土木局	160	子ども青少年局	89	
	各区役所	270	上下水道局	94	
	交通局	75	病院局	17	
	消防局	78	各行政委員会	821	
	市会事務局	39			
	計			4,159	
	名古屋市の関係団体				797
	その他				1,696
合計				6,652	

(3) 主な公開中の資料

公文書

10, 687冊

- ① 明治期の公文書 203冊
 (主な内容) 市会議決書類綴、市会議案決裁綴、村会書類綴、町会議事録、町会決議録、村会決議録、市公債條例一件書類編冊、市税金取扱所定約書、庄内用水矢田川伏越管改築工事一件書類綴
- ② 大正期の公文書 679冊
 (主な内容) 市参事会議決書類綴、市会議案決裁綴、町会会議録、村会決議録、御大礼奉祝関係書類、名古屋市歳入歳出決算書、町村合併に伴う書類綴、下水道布設事業公債条例一卷、第二回小学校建築公債、市区改正事業公債一卷、名古屋電燈・電鉄・瓦斯株式会社に関する書類、道路に関する告示其他綴、第1号路線道路築造工事設計書、臨時事件綴(米価騰貴)、関東地方震災救済義捐金出納簿、騒擾事件ニ関スル書類、市史編纂一卷、臨時工事設計書
- ③ 昭和期の公文書 9, 805冊
 (主な内容) 市参事会議案綴、市会議案決裁綴、例規原簿、処務規程原簿、事務報告、御大礼奉祝書類、市庁舎竣工祝賀会、英貨公債関係書、財政計画関係書類綴、防空防衛費起債関係綴、学童疎開起債稟請書、区の区域変更に関する一件書類綴、増区関係書類、中川運河建築敷地実測図、千種橋架設関係書類、基金関係綴、道路に関する告示綴、訓令通牒綴(人事課)、伊勢湾台風に関する綴、市長事務引継書類、町村合併に関する綴、名古屋日曜遊歩道関係、名古屋都市計画ごみ焼却場の決定、都市計画道路事業認可綴、中京圏国連調査資料、名古屋復興土地区画整理事業、公有財産報告書、決算審査関係書類、建物疎開(跡地)関係、進駐軍関係文書類綴、栄区役所関係書類綴

行政資料

60, 916冊

- ① 明治期の行政資料 465冊
 (主な内容) 愛知県名古屋市決議録、名古屋市統計書、熱田湾築港計画書、愛知県布達類聚、名古屋史要、愛知県公報、尾張名所図会、名古屋商業会議所月報、愛知県中島郡稲沢町町是調査
- ② 大正期の行政資料 632冊
 (主な内容) 名古屋市会会議録、名古屋市決議録、名古屋市統計書、名古屋市史、電気軌道事業買収顛末、名古屋市下水道調査設計報告、愛知県公報、欧州戦乱の名古屋市に及ぼせる影響調査、名古屋俘虜収容所業務報告書、名古屋市水道誌
- ③ 昭和・平成期の行政資料 59, 819冊
 (主な内容) 名古屋市会会議録、名古屋市決議録、名古屋市統計書、名古屋汎太平洋平和博覧会会誌、大正昭和名古屋市史、市政概要、区政概要、広報なごや(弘報なごや)、名古屋叢書、文化財叢書

- 武家に関する資料
生駒家資料、石河家文書、内田家資料、内田みゆき氏所蔵 尾崎家資料、尾張藩士関係資料Ⅰ、尾張藩士関係資料Ⅱ、外山半三氏所蔵 加藤正左衛門家文書、酒井家文書、清水家文書、大道寺家文書、道木正信氏所蔵 富永資憲遺訓、永井土前家文書、樋口家文書、尾州徳川藩日記・家例年中行事、正木家文書、丸山家文書、箕浦家資料、八尾豊子氏所蔵 鳴弦墓目之大事相伝免許
- 藩政に関する資料
尾張藩支配関係資料その他資料、名古屋市市政資料館所蔵 尾張藩分限帳
- 町方に関する資料
朝日町美濃屋佐兵衛家文書、内田みゆき氏所蔵 岡崎家文書、橘町町有資料、橘町西六組共有文書、筒井稔氏所蔵 藤屋資料、前田義則氏所蔵 藤屋資料、伊藤次郎左衛門家資料、伊藤次郎左衛門家資料 御用留帳
- 熱田に関する資料
加藤千代子家資料
- 村方に関する資料
慈雲寺所蔵 相羽弉郎資料、桶狭間中組養蚕関係資料、梶野渡家資料、筒井稔氏所蔵 加藤平右衛門家文書、柴田孝明家資料、製茶関係資料、下郷家資料その他宿場関係資料、筒井稔氏所蔵 下郷家文書、外山半三氏所蔵 下郷家文書、外山半三氏所蔵資料 鳴駅便覧、名古屋市市政資料館所蔵 下郷保家文書、鳴海宿関係資料、村井洋一氏所蔵 名古屋新田地価仕出帳、水野忠久家資料、横地隆家文書、吉田家資料
- 社寺に関する資料
栄国寺資料、熊野社資料、建中寺資料、洲崎神社資料、善篤寺資料、東照宮資料、那古野神社資料、普蔵寺関係資料
- 名古屋市・愛知県に関する資料
愛知県管内新旧市町村分合改称録、愛知県下町村名覧、改正町名録

【他機関所蔵資料】

<北海道立文書館所蔵資料>

- 武家に関する資料
明治十一年 愛知県士族移住事件、明治十一年ヨリ 愛知県士族遊楽部移住書類

<徳川林政史研究所所蔵資料>

- 藩政に関する資料
徳川林政史研究所所蔵 藩士名寄

<立教大学図書館所蔵資料>

- 村方に関する資料
尾張国海東郡戸田村文書、下郷家文書

<西尾市岩瀬文庫所蔵所蔵資料>

- 名古屋市・愛知県に関する資料
名古屋市域調、愛知県勢事績

<名古屋市博物館所蔵資料>

- 武家に関する資料
石原家資料Ⅰ・Ⅱ、深津家資料Ⅰ・Ⅲ、渡辺半蔵家資料Ⅰ、渡辺半蔵家資料Ⅱ
- 町方に関する資料
麻屋吉田家資料、富田重助家資料、津田助左衛門家資料
- 熱田に関する資料
宮本陣南部家資料、熱田江崎家資料

(4) 利用状況

当館所蔵の公文書等は、「名古屋市市政資料館条例施行細則」に基づき、閲覧、複写ができます。

平成23年度の月別利用状況は、表－6のとおりです。

平成2年度以降の毎年度の利用状況の推移は、参考資料(37ページ)に掲げてあります。

月別利用状況（平成23年度）

項目 月	閲覧室 利用者	公文書				行政資料		
		閲覧 者数	閲覧 件数	複 写 利用者	複写 枚数	閲覧 者数	閲覧 件数	複 写 利用者
4月 [25日]	452	25 (5)	117 (18)	2 (1)	49 (46)	35 (3)	106 (4)	20 (0)
5月 [25日]	429	41 (22)	193 (109)	23 (12)	605 (60)	42 (3)	153 (10)	25 (1)
6月 [25日]	365	35 (16)	179 (20)	11 (5)	617 (15)	43 (10)	178 (42)	29 (7)
7月 [26日]	304	25 (15)	119 (51)	8 (7)	70 (69)	35 (2)	112 (18)	23 (1)
8月 [25日]	379	39 (10)	129 (24)	7 (5)	108 (90)	63 (3)	209 (4)	24 (1)
9月 [25日]	431	27 (15)	147 (113)	13 (10)	367 (251)	42 (0)	232 (0)	30 (0)
10月 [25日]	485	40 (21)	160 (80)	14 (7)	758 (495)	44 (7)	175 (28)	27 (4)
11月 [25日]	566	32 (7)	174 (32)	10 (4)	855 (780)	51 (2)	208 (9)	30 (1)
12月 [23日]	312	36 (21)	310 (189)	12 (9)	759 (81)	42 (3)	145 (4)	17 (1)
1月 [23日]	293	22 (12)	114 (86)	9 (8)	282 (265)	30 (1)	138 (1)	18 (0)
2月 [24日]	439	38 (22)	226 (137)	15 (12)	979 (305)	47 (5)	119 (11)	22 (1)
3月 [26日]	431	47 (15)	344 (105)	15 (5)	532 (88)	44 (1)	206 (4)	26 (0)
計 [297日]	4,886	407 (181)	2,212 (964)	139 (85)	5,981 (2,545)	518 (40)	1,981 (135)	291 (17)

- (注) 1 [] は開館日数、() は公用利用の内数。
 2 マイクロフィルムの利用者数、利用件数、複写利用者数、複写枚数は、行政資料の閲覧者数、閲覧件数、複写利用者数、複写枚数の内数。
 3 市史コーナー利用者は、閲覧室利用者のうち、当該コーナーを利用した人数。

表-6

行政資料 複写 枚数	市史資料（開架）			マイクロフィルム資料				項目 月
	市史コー 利用者	複 写 利用者	複写 枚数	利用 者数	利用 件数	複 写 利用者	複写 枚数	
159 (0)	42	2 (0)	2,492 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	4月 [25日]
283 (3)	52	3 (0)	213 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	10 (0)	5月 [25日]
617 (89)	65	9 (0)	908 (0)	2 (0)	17 (0)	2 (0)	40 (0)	6月 [25日]
180 (15)	42	8 (0)	473 (0)	3 (2)	7 (6)	3 (2)	6 (2)	7月 [26日]
621 (146)	44	7 (0)	1,111 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	8月 [25日]
1,039 (0)	57	2 (0)	365 (0)	5 (0)	8 (0)	4 (0)	268 (0)	9月 [25日]
433 (15)	48	0 (0)	0 (0)	2 (1)	4 (2)	1 (0)	14 (0)	10月 [25日]
694 (8)	63	2 (0)	108 (0)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	11月 [25日]
268 (3)	37	5 (0)	331 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	12月 [23日]
278 (0)	29	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	20 (0)	1月 [23日]
2,142 (7)	52	6 (0)	261 (0)	5 (2)	10 (6)	3 (2)	1,847 (1,198)	2月 [24日]
514 (0)	64	6 (0)	295 (0)	3 (1)	6 (1)	3 (1)	162 (85)	3月 [26日]
7,228 (286)	595	50 (0)	6,557 (0)	27 (7)	63 (18)	20 (6)	2,371 (1,286)	計 [297日]

4 展 示

(1) 常設展示

「建物展示」「市政展示」「司法展示」の三分野からなる常設展示を開設しています。

建物展示（3階第1～第3常設展示室）

会議室を創建当時の姿に復原するとともに、建物に関する資料などの展示を行っています。

第1常設展示室 名古屋控訴院メモリアル

この建物の前史、誕生、その後の歩み、および名古屋における当建物の意義を示すとともに、全国8か所にあった控訴院建築を紹介しています。



第2常設展示室 会議室（復原）（重要文化財指定）

シャンデリア・カーテン・壁紙・じゅうたんなどの内装、および机椅子などの調度品を全て復原して、創建当時のこの部屋の姿を紹介しています。

第3常設展示室 名古屋近代建築史

明治から昭和初期にかけての街の様子をまじえながら、名古屋の街に新たな表情を添えたその時々の特徴的な建築物により、名古屋の近代建築を紹介しています。

市政展示（3階第4～第7常設展示室、2階検事調所）

政治、経済、産業、文化など、さまざまなでき事を取りあげ、市政とのかかわりを通して、名古屋市の誕生から今日に至るまでの歩みを展示しています。

第4常設展示室 名古屋市の歩み

名古屋市が誕生した明治22年(1889年)当時の名古屋と今日の名古屋を比較し、その変貌の様子を示すとともに、明治・大正・昭和前期・昭和後期・平成にわたる時代の名古屋の歩みを紹介しています。



第5常設展示室 市勢の発展

面積326km²、人口220万人を超える名古屋の市域の拡張、および経済を軸とした発展過程、ならびに地域の産業振興・活性化に大きな刺激となったイベントを紹介しています。

第6常設展示室 名古屋の都市形成

名古屋に甚大な被害をもたらした太平洋戦争と伊勢湾台風は、その後の都市形成に大きな影響を与え、今も貴重な経験としていろいろな面に活かされています。このように、災害等が教訓として活かされている名古屋のまちづくりを紹介しています。

第7常設展示室 市政と国際交流

市会、市長などについて取りあげ、どのような仕事を、どのような仕組みで進めているのかを紹介しています。また、名古屋市と姉妹・友好都市関係を結んでいる5都市の状況を説明し、国際交流を推進する名古屋の一端を紹介しています。

検事調所 愛・地球博～名古屋市パビリオン「大地の塔」記念展示

名古屋市が愛・地球博に出展したパビリオン「大地の塔」の記録の一つとして撮影した映像などを展示しています。

司法展示（3階第8～第11常設展示室、1階留置場）

この建物が裁判所であったことから、明治憲法下（創建時）の法廷、現行憲法下の法廷、陪審法廷を復原するとともに、司法制度に関する資料などの展示を行っています。

第8常設展示室 明治憲法下（創建時）の法廷（復原）
創建当時の控訴院第2号法廷を、裁判官、検察官、弁護士などの姿をも含め復原し、紹介しています。



第9常設展示室 現行憲法下の法廷（復原）
新憲法の制定にともない、戦後まもなく改造された地方裁判所第12号法廷になって、その当時の法廷を紹介しています。

第10常設展示室 司法制度

司法制度の流れを追いながら、明治憲法下と現行憲法下での制度の違いを示すとともに、今日の司法制度と最高裁判所をはじめとした各種の裁判所を紹介しています。

第11常設展示室 陪審法廷（復原）

昭和の初期には、日本においても陪審制度がとられ、地方裁判所に陪審法廷が設けられていましたので、その主要部分を復原し紹介しています。

留置場（復原）

取り調べのため被疑者を一時的に収容した雑居房と独房を復原し紹介しています。

(2) 企画展示

公文書等の展示により名古屋市の歩みをふりかえるとともに、公文書等を歴史資料として保存することについて市民理解を促進するため、展示室等において、次の企画展を開催してきました。

(過去に開催した企画展)

- 平成元年度 ・ 開館記念特別展「名古屋地図展」（共催：名古屋市土木局）
・ 開館記念特別展「名古屋のまつり」、同時開催「郵便でみる名古屋100年の歩み 切手コレクション」（共催：東海郵政局）
- 平成2年度 ・ 1周年記念展「名古屋の交通のあゆみ」
- 平成3年度 ・ 企画展「名古屋の水道のあゆみ」
- 平成4年度 ・ 企画展「名古屋の文化財をまもるために」、同時開催「国宝・重要文化財建造物原図展」（共催：名古屋市教育委員会、(財)文化財建造物保存技術協会）
・ 企画展「公文書にみる歴代市長の印影展」
- 平成5年度 ・ 企画展「公文書にみる明治の名古屋」
・ 企画展「名古屋と博覧会とのあゆみ」
- 平成6年度 ・ 企画展「公文書にみる大正の名古屋」
- 平成7年度 ・ 「終戦50周年資料展－戦争と市民生活」（主催：名古屋市、名古屋市教育委員会）
- 平成8年度 ・ 企画展「公文書にみる名古屋のあゆみ－明治・大正・昭和戦前－」
- 平成9年度 ・ 企画展「公文書にみる名古屋のまちづくり－戦前の都市基盤整備と戦後の復興土地区画整理事業－」
- 平成10年度 ・ 企画展「地図にみる近代の名古屋－城下町から大都市へのあゆみ－」

- 平成11年度 ・開館10周年記念企画展
第1部「市政資料館10年のあゆみ」 第2部「むかし名古屋の博覧会と名所」
- 平成12年度 ・企画展「100年前の新世紀 名古屋のまちづくり」
- 平成13年度 ・企画展「見て楽しむ昭和の初め―地図・絵葉書・写真で昭和初期にタイムトリップ」
- 平成14年度 ・企画展「赤煉瓦庁舎（旧名古屋控訴院）ができて80年
～大正の名古屋をふりかえる～」
- 平成15年度 ・特別展示「文化のみち企画展 よみがえる二葉御殿～川上貞奴と名古屋～」
（共催：名古屋市住宅都市局）
- 平成16年度 ・特別展示「文化のみち企画展 映像で見る昔の名古屋」
- 平成20年度 ・企画展「絵はがきでたどる名古屋」
・企画展「『愛・地球博』開催3周年記念ミニ展示」
・企画展「市史を彩るいにしえのなごや」
- 平成21年度 ・企画展「都市景観賞と市政資料館開館20周年」
（共催：名古屋市住宅都市局）
・企画展「名古屋まつりポスター展」
・開館20周年記念企画展
「秘蔵！開府三百年記念祭」
「平成の幕開け～市政資料館の20年と世界デザイン博覧会回顧展～」
- 平成22年度 ・企画展「市政資料館の窓の奥」
・特別展示「文化のみち榑木館開館1周年記念関連イベント」
～歴史と景観の町並み・文化のみち展～（共催：名古屋市住宅都市局）
・企画展「名古屋まつり 歴代ポスター展」
・企画展「公共建築賞パネル展～中部地区受賞建築～」
（共催：名古屋市住宅都市局）
・企画展「名古屋の教育～いつでも子どもたちをまん中にして」
（共催：名古屋市教育委員会）
・企画展「マッチで照らす名古屋の街かど～昭和初期のラベルデザインから」
- 平成23年度 ・企画展「名古屋まつり 歴代ポスター展」

5 調査研究

(1) 公文書等の調査研究

公文書等の収集・整理・保存・公開を適切に行うため、公文書館を取り巻く情報の収集・分析、公文書等の保存方法や保存技術の調査・研究、公文書等の有効利用に関する調査・研究、文書担当課などとの連絡調整などを行っています。

(2) 市史編さん

平成14年9月から資料編の編さんを開始しました。編集体制等を決定し、7つの部会が部会長（編集委員）を中心に各巻の構成の検討や資料の調査、選定などの編集作業を進めてきました。

平成23年度においては、資料編「現代」の原稿の校正を行い、平成24年3月に印刷製本を完了しました。

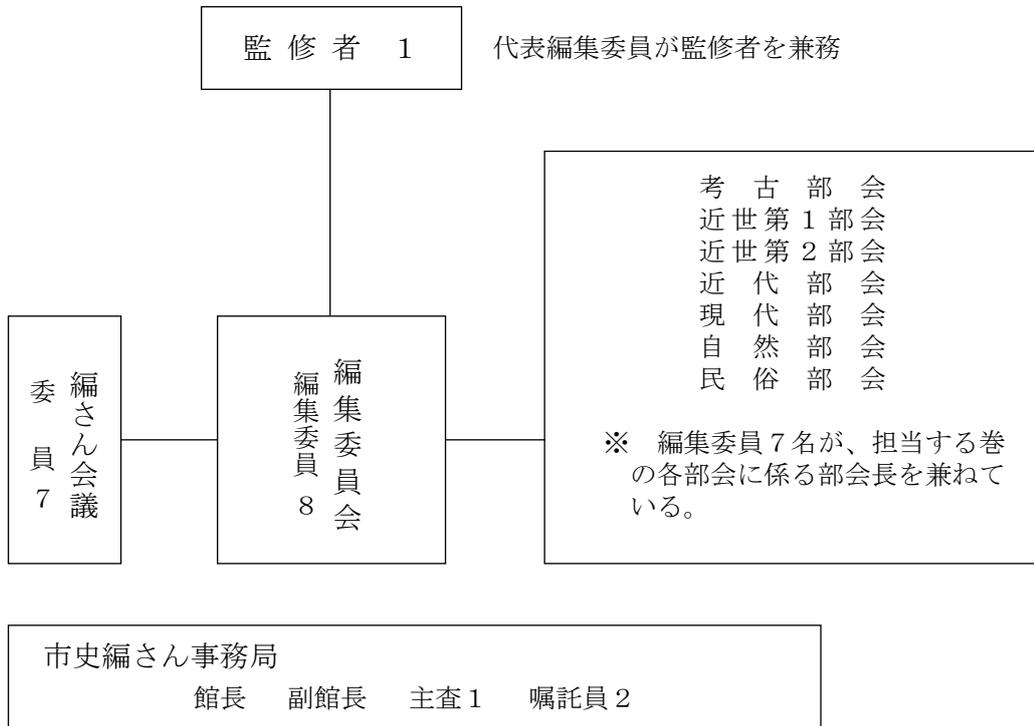
また、考古部会においては原稿作成を行うとともに、近代部会においては、資料調査・選定及び資料データの入力並びに全体構成案の検討作業を進めました。

そして、近代部会においては資料編の構成等について検討を進めました。

① 編さん体制（平成24年4月1日現在）

※数字は人数を示します。

資料編の編集委員会は平成14年9月1日に設置しました。



○ 編さん会議委員

(事務委託委員)

塩澤 君夫 (監修者・代表編集委員) 元愛知県立大学長
 竹内 正 (編さん会議座長) 博物館顧問

(行政)

入倉 憲二 副市長
 三宅 勝 総務局長
 伊藤 彰 教育長
 岡田 大 博物館長
 佐合 広利 市政資料館館長

○ 監修者

塩澤 君夫 元愛知県立大学長 (代表編集委員兼務)

○ 編集委員

塩澤 君夫 元愛知県立大学長 (代表編集委員)
 加藤 安信 大同大学大同高等学校長 (考古部会)
 林 董一 愛知学院大学名誉教授 (近世第1部会)
 吉永 昭 愛知教育大学名誉教授 (近世第2部会)
 笠井 雅直 名古屋学院大学経済学部教授 (近代部会)
 松尾 博雄 元豊田工業高等専門学校建築学科教授 (現代部会)
 海津 正倫 奈良大学文学部教授 (自然部会)
 津田 豊彦 元名古屋芸術大学非常勤講師 (民俗部会)

○ 専門委員

池山 弘 四日市大学特任教授 (近代部会)
 伴野 泰弘 愛知教育大学非常勤講師 (近代部会)
 真野 素行 名古屋大学大学院文学研究科研究生 (近代部会)

② 会議の開催

ア 新修名古屋市史編さん会議

- 目的
編さんの基本方針、事業計画その他市史の編さんを進める上での重要事項を審議します。
- 開催状況
第26回 平成23年7月27日 資料編「現代」の刊行等について協議

イ 新修名古屋市史（資料編）編集委員会

- 目的
資料編の編集に必要な事項の調査研究、業務の調整など市史（資料編）の編さん事業を進めます。
- 開催状況
第43回 平成23年6月18日 資料編「現代」の刊行等を協議
第44回 平成23年9月17日 資料編「考古2」の構成等を協議
第45回 平成23年12月3日 資料編「近代3」の構成等を協議
第46回 平成24年3月24日 資料編「考古2」の刊行等を協議

(3) 資料の整理

目録の作成

伊藤次郎左衛門家資料（第10次分）

(4) その他

① 「新修名古屋市史」特別講演会 ～震災を歴史から学ぶ～ の開催

日 時： 平成23年11月4日 午後1時～4時50分

場 所： 中区役所ホール

内 容：

- ・「歴史に見える地震災害と名古屋の被害予測」
廣内 大助氏（信州大学准教授）
- ・「濃尾地震・東南海地震と市民生活」
西形 久司氏（東海高等学校教諭）
- ・「近世古文書にみる巨大地震と東日本大震災から考える津波対策」
溝口 常俊氏（名古屋大学大学院環境学研究科長）

参加者：430名

② 第27回「新修名古屋市史を語る集い」の開催

日 時： 平成23年12月3日 午後1時30分～4時

場 所： ウィルあいち 3階 大会議室

内 容：

- ・概要説明 「資料編「近代3」の構成と関連資料について」
「近代3」編集委員 笠井 雅直氏（名古屋学院大学教授）
- ・講演Ⅰ 「時局事務監査準備書類に見る名古屋市の防空体制
一戦時名古屋の軍需工業都市化の深まりとの関連で一」
「近代3」専門委員 池山 弘氏（四日市大学特任教授）
- ・講演Ⅱ 「戦前の名古屋駅前整備と交通結節点としての役割」
「近代3」調査員 松永 直幸氏（鉄道史学会会員）

参加者： 109名

③ 市政資料館・文化振興事業団連携企画特別講演会の開催
「文化小劇場で紡ぎ出す名古屋の歴史2011」

○日時： 平成23年10月7日 午後1時～

場 所： 南文化小劇場

内 容： ・「伊勢湾台風の建築被害と建築規制」
松尾 博雄氏
(新修名古屋市史資料編編集委員)
・「幕末・維新期の社会情勢と尾張藩」
黒田 安雄氏 (愛知学院大学客員教授)

参加者： 110名

○日時： 平成23年10月12日 午後1時～

場 所： 中川文化小劇場

内 容： 「江戸期中川区の歴史地理的環境―地誌・絵図・図絵から―」
溝口 常俊氏 (名古屋大学大学院環境学研究科長)
「下之一色の漁業」
津田 豊彦氏 (新修名古屋市史資料編編集委員)

参加者： 180名

○日時： 平成23年10月20日 午後1時～

場 所： 千種文化小劇場

内 容： 「名古屋の水辺の動物たち」
矢部 隆氏 (愛知学泉大学教授)
「市内に残る戦国の城をたずねる」
岡村 弘子氏 (名古屋市博物館学芸員)

参加者： 150名

④ 市政資料館・生涯学習センター共催講座の開催

○日時： 平成23年5月17日～6月28日 午後1時30分～3時30分

場 所： 昭和生涯学習センター

内 容： 〈人物でたどる近代都市名古屋形成のあゆみ〉
「尾張藩と名古屋城下」
高木 備太郎氏 (愛知東邦大学非常勤講師)
「近代名古屋城の歩みと名古屋のまちづくり」
池山 弘氏 (四日市大学特任教授)
「大名古屋の基盤をつくった人々」
真野 素行氏 (新修名古屋市史資料編専門委員)
「福沢桃介の電力開発と名古屋の工業都市化」
浅野 伸一氏 (新修名古屋市史資料編調査員)
「百万都市名古屋の成立」
高木 備太郎氏 (愛知東邦大学非常勤講師)
「自動車から航空機へ」
笠井 雅直氏 (名古屋学院大学教授)

参加者： 292名

○日時： 平成23年5月24日 午前10時～正午

場 所： 緑生涯学習センター

内 容： 〈今こそ、鳴海を学ぶ〉「東海道と鳴海宿」

種田 祐司氏（蓬左文庫学芸員）

参加者： 81名

○日 時： 平成23年6月1日 午後1時30分～3時30分

場 所： 中生涯学習センター

内 容： 〈なごやの城下町、碁盤割の魅力を見つめて！

～碁盤割マイスター養成講座～

「名古屋の城下町、碁盤割の魅力」

津田 豊彦氏（新修名古屋市史資料編編集委員）

参加者： 93名

○日 時： 平成23年10月15日 午前10時～正午

場 所： 北生涯学習センター

内 容： 〈ぶらり、わがまち再発見Ⅲ〉「名古屋の街道の魅力」

林 順子氏（南山大学教授）

参加者： 66名

⑤ 「新修名古屋市史だより」の発行

第30号 平成24年3月 5,000部

主な内容

- ・第27回「新修名古屋市史を語る集い」から（内容紹介）

資料編「近代3」の構成と関連資料について

時局事務監査準備書類に見る名古屋市の防空体制

一戦時名古屋の軍需工業都市化の深まりとの関連で一

戦前の名古屋駅前整備と交通結節点としての役割

- ・公文書等の公開

- ・資料編「現代」刊行にあたって

参考資料

1 開館23年のあゆみ

- 平成元年10月 開館記念特別展「名古屋地図展」(土木局共催)の開催(10月12日～11月12日)
- 11月 開館記念特別展「名古屋のまつり」、「郵便でみる名古屋100年の歩み 切手コレクション」(東海郵政局共催)の開催(11月23日～12月24日)
- 12月 集会室の貸出を開始
- 平成2年1月 展示室の貸出を開始
- 4月 閲覧室など公文書館業務の開始
- 6月 名古屋市政資料館展示案内(図録)などの販売開始
- 10月 1周年記念展「名古屋の交通のあゆみ」の開催(10月11日～11月12日)
「新しい市史に関する懇話会」を設置し、第1回の会合の開催
- 平成3年1月 平成2年度名古屋市都市景観特別賞を受賞
第37回文化財防火デー消防訓練の実施(1月26日)
- 6月 市政資料館常設展示案内シートを作成し、各常設展示室に配置
- 8月 「市史編さん会議」第1回の開催
- 9月 企画展「名古屋の水道のあゆみ」の開催(9月15日～10月13日)
- 10月 開館時間を15分繰上げ、午前9時15分から開館
「新修名古屋市史編集委員会」第1回の開催
- 11月 彫刻「風薫る」(山本真輔作)の除幕式(太田たけ氏寄贈)
- 平成4年3月 「新修名古屋市史だより」第1号の発行
- 4月 入館者数10万人を達成(4月7日)
- 8月 企画展「名古屋の文化財をまもるために」、「国宝・重要文化財建造物原図展」(教育委員会、(財)文化財建造物保存技術協会共催)の開催(8月21日～9月6日)
- 9月 「新修名古屋市史だより」第2号の発行
- 平成5年2月 企画展「公文書にみる歴代市長の印影展」の開催(2月6日～2月21日)
- 3月 「名古屋市政資料館年報」第1号の発行
市史リーフレット「名古屋歴史発見」の発行
「新修名古屋市史だより」第3号の発行
- 6月 「新修名古屋市史を語る集い」第1回の開催(6月12日)
- 7月 定期観光バスの乗り入れ開始
- 8月 企画展「公文書にみる明治の名古屋」の開催(8月3日～22日)
- 9月 「新修名古屋市史だより」第4号の発行
- 12月 「名古屋市政資料館年報」第2号の発行
- 平成6年1月 第40回文化財防火デー消防訓練の実施(1月26日)
- 2月 企画展「名古屋と博覧会とのあゆみ」の開催(2月8日～20日)
入館者数20万人を達成(2月10日)
- 3月 「新修名古屋市史だより」第5号の発行
「行政資料(図書)目録」の発行
「新修名古屋市史を語る集い」第2回の開催(3月19日)
- 4月 集会室及び展示室の使用料を改定
- 5月 第4回公共建築賞特別賞の受賞
- 8月 企画展「公文書にみる大正の名古屋」の開催(8月9日～28日)
- 9月 「新修名古屋市史だより」第6号の発行

- 平成6年10月 開館5周年記念行事の開催
- ・「市政資料館5年のあゆみ」展(10月1日～30日)
 - ・フォトコンテスト(10月1日～30日)と中日ミスカメラ特別撮影会(10月2日)
 - ・室内楽の夕べ「ペーター＝ルーカス・グラーフフルートリサイタル」(10月7日) 「桐の華アンサンブル」(10月9日)
 - 「新修名古屋市史を語る集い」第3回の開催(10月8日)
 - ・対談「尾張宗春と将軍吉宗～名古屋文化の源流をたずねて～」
- 平成7年2月 中央階段室を利用した初の結婚式(2月5日)
- 2月 「フォトコンテスト入賞写真展」の開催(2月7日～19日)
- 「写真で綴る5周年記念行事展」の開催(2月7日～19日)
- 3月 「新修名古屋市史を語る集い」第4回の開催(3月11日)
- 7月 「終戦50周年資料展—戦争と市民生活」の開催
- 主催 名古屋市・名古屋市教育委員会(7月14日～8月6日)
- ・夕やけコンサート「名フィルメンバーによる弦楽四重奏」(7月15日・29日)
 - ・夕やけコンサート「愛知ムジカ少年少女合唱団」(7月22日・8月6日)
- 10月 「新修名古屋市史を語る集い」第5回の開催(10月21日)
- ・講演『地域の文化と生活』 田畑彦右衛門氏
- 12月 「市政資料館の夕べ」の開催
- ・藤原真理チェロリサイタル「バロックの夕べ」(12月8日)
 - ・守安 功・雅子「クリスマスコンサート」(12月9日)
- 平成8年2月 入館者数30万人を達成(2月9日)
- 3月 「名古屋市市政資料館年報」第3号の発行
- 「新修名古屋市史だより」第9号の発行
- 「新修名古屋市史を語る集い」第6回の開催(3月16日)
- 8月 まるはちの日 88(パチパチ)プレゼントの開催(8月8日)
- 9月 「新修名古屋市史だより」第10号の発行
- 10月 「新修名古屋市史を語る集い」第7回の開催(10月26日)
- ・講演「古代の名古屋」 福岡猛志氏
 - 「なぞの多い活断層」 鈴木康弘氏
- 「名古屋市市政資料館年報」第4号の発行
- 11月 「市政資料館の夕べ」の開催
- ・圓城三花フルートリサイタル(11月8日)
 - ・福田進一ギターリサイタル(11月9日)
- 企画展「公文書にみる名古屋のあゆみ—明治・大正・昭和戦前—」の開催(11月9日～24日)
- 平成9年3月 「新修名古屋市史だより」第11号の発行
- 「公義御茶壺一卷留」の編集・発行
- 「新修名古屋市史を語る集い」第8回の開催(3月15日)
- 7月 『新修名古屋市史』第1回刊行(第1巻旧石器～平安時代及び第8巻自然編)
- 8月 まるはちの日 88(パチパチ)プレゼントの開催(8月8日)
- 9月 「新修名古屋市史だより」第12号の発行
- 入館者数40万人を達成(9月30日)

- 平成9年10月 「新修名古屋市史を語る集い」第9回の開催(10月18日)
 ・講演「豊臣秀吉文書の全容について」三鬼清一郎氏
 「戦後名古屋経済の歩み
 ー大都市比較と市民生活の視点からー」伊藤正直氏
 「名古屋市市政資料館年報」第5号の発行
- 11月 「市政資料館の夕べ」の開催
 ・中野振一郎「チェンパロ リサイタル」(11月13日)
 ・寺本義明・神谷朝子「フルーツ&ハープリサイタル」(11月14日)
- 平成10年2月 企画展「公文書にみる名古屋のまちづくりー戦前の都市基盤整備と戦後の復興
 土地区画整理事業ー」の開催(2月7日～2月22日)
- 3月 「新修名古屋市史だより」第13号の発行
 「新修名古屋市史を語る集い」第10回の開催(3月14日)
 ・講演「弥生時代社会描出のための諸要素と限界」加藤安信氏
 「古生物学から探る名古屋の自然」森勇一氏
- 6月 「下之一色地区民俗調査報告」発行
- 8月 まるはちの日、88(パチパチ)プレゼントの開催(8月8日)
 『新修名古屋市史』第2回刊行(第2巻鎌倉～安土・桃山時代及び第7巻
 昭和時代(戦後))
- 10月 「江戸期なごやアトラス」発行
 「新修名古屋市史を語る集い」第11回の開催(10月3日)
 ・講演「江戸期なごやアトラスー絵図・分布図からの発想ー」溝口常俊氏
 「江戸時代名古屋の出版」岸雅裕氏
 「名古屋市市政資料館年報」第6号の発行
- 平成11年2月 企画展「地図にみる近代の名古屋ー城下町から大都市へのあゆみー」の開催
 (2月6日～2月21日)
 「下郷家文書目録」発行
- 3月 「新修名古屋市史を語る集い」第12回の開催(3月13日)
 ・講演「戦後名古屋のまちづくり」松尾博雄氏
 「『富田荘絵図』を読む」上村喜久子氏 村岡幹生氏
- 4月 入館者数50万人達成記念行事(4月7日)
- 8月 『新修名古屋市史』第3回刊行(第3巻江戸時代前期及び第4巻江戸時代後期)
- 10月 「名古屋市市政資料館年報」第7号の発行
 「新修名古屋市史を語る集い」第13回の開催(10月16日)
 ・講演「名古屋の自由民権運動」日比野元彦氏
 「近代名古屋の形成と展開」近藤哲生氏
- 開館10周年記念行事の開催
 ・記念企画展の開催(10月23日～11月7日)
 第1部「市政資料館10年のあゆみ」
 第2部「むかし名古屋の博覧会と名所」
 ・記念コンサート「市政資料館の夕べ」の開催(11月6日)
 二胡コンサート 陳敏(チェン・ミン)

- 平成12年 1月 第46回文化財防火デー消防訓練実施（1月26日）
- 3月 「新修名古屋市史を語る集い」第14回の開催（3月11日）
 ・講演「文芸からみた町と政治」 岸野俊彦氏
 「享元絵巻の世界」 林由紀子氏 小寺武久氏
 小池富雄氏 天野雅敏氏
- 10月 「名古屋市市政資料館年報」第8号の発行
 「新修名古屋市史を語る集い」第15回の開催（10月7日）
 ・講演「名古屋の民俗－市内の民俗調査から－」 津田豊彦氏
 入館者数60万人を達成（10月29日）平成12年11月 『新修名古屋市史』第4回刊行（第5巻明治時代及び第6巻大正～昭和時代（戦前））
- 平成13年 2月 企画展「100年前の新世紀 名古屋のまちづくり」の開催（2月10日～2月25日）
- 3月 「新修名古屋市史を語る集い」第16回の開催（3月10日）
 ・講演「名古屋経済における伝統と近代－ものづくりを中心に－」 春日豊氏
 「明治・大正・昭和の市民生活あれこれ」 中田実氏
- 6月 『新修名古屋市史』第5回刊行（第9巻 民俗編）
- 9月 東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会 通常総会の開催（9月14日）
 「新修名古屋市史」本文編の編集体制解散（9月30日）
- 10月 「名古屋市市政資料館年報」第9号の発行
 『新修名古屋市史』第6回刊行（第10巻 年表・索引）本文編全10巻完成
 「新修名古屋市史を語る集い」第17回の開催（10月20日）
 ・講演「尾張名古屋の祭り文化」 鬼頭秀明氏
 報告「本文編完成の意味と課題」 塩澤君夫氏
 「新修名古屋市史本文編刊行記念式」（10月20日）
 企画展「見て楽しむ昭和の初め－地図・絵葉書・写真で昭和初期にタイムトリップ－」の開催（10月26日～11月11日）
- 12月 新修名古屋市史資料編準備委員会設置（12月8日～3月31日）
- 平成14年 5月 入館者数70万人を達成（5月21日）
- 6月 名古屋市市政資料館のホームページを開設
- 9月 新修名古屋市史資料編編集委員会設置、資料編編さん開始
- 10月 年末年始の休館日を12月29日から1月3日までに短縮
 「名古屋市市政資料館年報」第10号の発行
- 11月 企画展「赤煉瓦庁舎（旧名古屋控訴院）ができて80年～大正の名古屋をふりかえる～」の開催（11月1日～11月17日）
- 12月 「新修名古屋市史を語る集い」第18回の開催（12月7日）
 ・報告「資料編編さんの意義について」 代表編集委員
 「各巻の構想について」 各編集委員
- 平成15年 3月 「新修名古屋市史だより」第21号の発行
- 8月 「名古屋市市政資料館年報」第11号の発行
- 9月 「新修名古屋市史資料」（平成15年度）の公開開始

- 平成15年11月 開館時間を15分繰上げ、午前9時から開館
特別展示「文化のみち企画展 よみがえる二葉御殿～川上貞奴と名古屋～」の開催（11月1日～11月16日）
「新修名古屋市史資料」（平成15年度）の内容説明会を開催（11月8日）
入館者数80万人を達成（11月18日）
「新修名古屋市史を語る集い」第19回の開催（11月22日）
・講演「近世前期における尾張の俳諧」 服部直子氏
「熱田と名古屋」 吉永昭氏
「近代名古屋の全体像」 近藤哲生氏
- 平成16年2月 戦後（昭和21年～40年度完結分）の永年保存公文書の公開開始
3月 「新修名古屋市史だより」第22号の発行
市政資料館春休みクイズ大会の開催（3月13日～3月31日）
8月 「名古屋市市政資料館年報」第12号の発行
10月 「新修名古屋市史資料」（平成16年度）の公開開始
特別展示「文化のみち企画展 映像で見る昔の名古屋」の開催（10月30日～11月14日）
11月 「新修名古屋市史資料」（平成16年度）の資料説明会を開催（11月6日）
「新修名古屋市史を語る集い」第20回の開催（11月27日）
・講演「資料編『近代1』について」 近藤哲生氏
「本文編の成果を振り返る 昭和時代(戦後)」久住典夫氏 松田恒平氏
- 平成17年2月 永年保存公文書（昭和41年～45年度完結分）及び会計歳入簿・歳出簿（明治35年～昭和45年度分）の公開開始
3月 「新修名古屋市史だより」第23号の発行
4月 「名古屋市市政資料館年報」第13号の発行
7月 入館者数90万人を達成（7月2日）
10月 集会室及び展示室の使用許可申請時期を2月前から6月前へ拡大
第7常設展示室の展示替えを実施
・「市政と国際交流」のパネル写真の更新
・トリノ市（姉妹都市提携）のパネル写真の作成
11月 「新修名古屋市史を語る集い」第21回の開催（11月26日）
・講演「資料編『考古1』の内容と構成について」 安達厚三氏
「資料編『近世1』の内容と構成について」
林董一氏 加藤英明氏 種田祐司氏
「本文編の成果を振り返る 第8巻 自然編」 海津正倫氏
- 平成18年1月 第52回文化財防火デー消防訓練の実施（1月26日）
2月 公文書（昭和49年度以前に完結した有期限公文書及び永年保存公文書）の公開開始
3月 愛・地球博～名古屋市パビリオン「大地の塔」記念展示開始
（オープニング式典 3月10日、特別展 3月10日～26日、
ミニコンサート 3月25日、常設展 3月28日～）
「新修名古屋市史だより」第24号の発行
『新修名古屋市史 資料編 近代1』刊行
第10常設展示室に裁判員制度広報の展示を追加
4月 「名古屋市市政資料館年報」第14号の発行

- 平成18年 8月 裁判員制度の紹介展示と広報映画「評議」上映会の開催（8月29日）
 9月 公文書の公開を經常化（年3回程度）
 12月 「新修名古屋市史を語る集い」第22回の開催（12月2日）
 ・講演「資料編『自然』の内容と構成について」 森勇一氏
 「資料編『近代2』の構想案について」 小林賢治氏
- 平成19年 1月 入館者数100万人達成記念行事（1月19日）
 3月 第4～第5常設展示室のパネル写真、年表の更新
 「新修名古屋市史資料」（平成18年度）の公開開始
 「新修名古屋市史だより」第25号の発行
 『新修名古屋市史 資料編 近世1』刊行
 4月 「名古屋市市政資料館年報」第15号の公開（名古屋市公式ウェブサイト）
 8月 古文書特別解説講演会の開催（8月8日）
 ・講演「近世名古屋商人と伊藤次郎左衛門」 林董一氏
 裁判員制度の紹介展示と模擬裁判員体験の開催（8月28日） 名古屋高等裁判所と共催
 10月 市政資料館見学と模擬裁判員裁判体験の開催（10月7日） 名古屋地方検察庁と共催
 11月 「新修名古屋市史を語る集い」第23回の開催（11月17日）
 ・講演「民俗聞き書き調査資料と名古屋の祭礼資料」 津田豊彦氏
 「熱田の賑わい・神社と人々の信仰」 野村辰美氏
 「寺院と人々の信仰」 小島恵昭氏
 12月 古文書特別解説講演会の開催（12月15日）
 ・講演「伊藤次郎左衛門家と近世の商業」 天野雅敏氏
- 平成20年 1月 古文書特別解説講演会の開催（1月12日）
 ・講演「上野戦争と松坂屋」 菊池満雄氏
 3月 「新修名古屋市史だより」第26号の発行
 『新修名古屋市史 資料編 考古1』刊行
 『新修名古屋市史 資料編 自然』刊行
 6月 「名古屋市市政資料館年報」第16号の公開（名古屋市公式ウェブサイト）
 8月 企画展「絵はがきでたどる名古屋」（8月1日～31日）
 模擬裁判員体験と旧裁判所庁舎見学（8月29日） 名古屋高等裁判所と共催
 9月 企画展「『愛・地球博』開催3周年記念ミニ展示」（9月5日～25日）
 入館者数110万人を達成（9月11日）
 10月 企画展「市史を彩るいにしへのなごや」（10月17日～11月19日）
 11月 「文化のみちミステリーツアー・お楽しみ抽選会」の開催（11月3日）
 「新修名古屋市史を語る集い」第24回の開催（11月29日）
 ・講演「近世交通史の課題」 吉永昭氏
 「東海道鳴海宿の資料について」 酒井昌氏
 「プランゲ文庫について」 西形久司氏
 「戦後の組合施行による土地区画整理事業」 青山嵩氏
- 平成21年 1月 第55回文化財防火デー消防訓練の実施（1月23日）
 市政資料館見学と模擬裁判員裁判体験の開催（1月25日、27日） 名古屋地方検察庁と共催
 3月 「新修名古屋市史だより」第27号の発行
 『新修名古屋市史 資料編 近代2』刊行
 『新修名古屋市史 資料編 民俗』刊行

- 平成21年 4月 企画展「都市景観賞と市政資料館開館20周年」（4月24日～5月10日）
 5月 「名古屋市市政資料館年報」第17号の公開（名古屋市公式ウェブサイト）
 8月 模擬裁判員体験と旧裁判所庁舎見学（8月28日） 名古屋高等裁判所共催
 9月 企画展「名古屋まつりポスター展」（9月19日～10月18日）
 10月 新修名古屋市史「自然編」講演会の開催（10月31日）
 ・「水田がはぐくむ生物多様性」 田中雄一氏
 ・「COP10を迎えてー名古屋のため池の生物多様性ー」 矢部隆氏
 11月 「文化のみちバックヤードツアー・中央階段コンサート」の開催（11月3日）
 新修名古屋市史「自然編」講演会の開催（11月21日）
 ・「水災害と名古屋のまち」 鷺見哲也氏
 ・「名古屋の活断層直下型地震を考える」 廣内大助氏
 12月 開館20周年記念事業の開催
 ・企画展「秘蔵！開府三百年記念祭」（12月11日～1月31日）
 ・企画展「平成の幕開け ～市政資料館の20年と世界デザイン博覧会回顧展～」
 （12月11日～1月31日）
 ・市政資料館市民芸術展の開催（1月9日～1月31日）
 ・市政資料館開館20周年記念講演会
 「新修名古屋市史を語る集い」第25回の開催（1月9日）
 「歴史資料の保存と公開」 塩澤君夫氏
 「資料館が語る名古屋の魅力」 荒俣宏氏
 入館者数120万人を達成（1月16日）
 新修名古屋市史「自然編」講演会の開催（1月23日）
 ・「着生植物と大気汚染」 成田務氏
 ・「名古屋の昆虫と生物多様性」 田中多喜彦氏
 1月 入館者120万人を達成（1月16日）
 3月 桜の写真展示の開催（3月12日～4月30日）
 観桜会の開催（3月20日）
 ・中央階段春の夜間コンサート プランタン管弦楽団弦楽アンサンブル
 ・バックヤードツアー
 市政資料館『桜色ライトアップ』の実施（3月20日～4月10日）
 企画展示「市政資料館の窓の奥」（3月20日～4月11日）
 春休み小中学生クイズの開催（3月21日～4月11日）
 「新修名古屋市史だより」第28号の発行
 『新修名古屋市史 資料編 近世2』刊行
- 平成22年 6月 「名古屋市市政資料館年報」第17号の公開（名古屋市公式ウェブサイト）
 7月 特別展示「文化のみち榑木館開館1周年記念関連イベント」
 ～歴史と景観の町並み・文化のみち展～（7月10日～7月29日）
 8月 COP10開催記念新修名古屋市史（自然編）特別講演会
 ー生物多様性とは何だ？！ー（8月7日）
 「生物学発祥の地・なごや
 ー尾張本草学の巨匠・水谷豊文と伊藤圭介」 田中多喜彦氏
 「種の多様性に関連してー昆虫にみる巧みな生存戦略」 森勇一氏
 「遺伝子の多様性を守る
 ー東海地方の里山保全の象徴種シデコブシについて」 戸丸信弘氏
 「外来種の問題を考えるー名古屋市周辺の脊椎動物の外来化」 矢部隆氏
 「企業がまもる里山環境ー「トヨタの森」からのメッセージ」 伊藤俊哉氏

- 市政資料館・北生涯学習センター共催講座の開催（8月7日）
- ・「おぼえていますか？あの日、あの時
～秘蔵写真と秘話で読み解く名古屋の戦後～」 西形久司氏
 - コスプレ撮影会「天からの光に映える女神の姿」（8月10日～8月13日）
 - 親子クイズラリー「親子でくぐる旧裁判所の通用門」（8月17日～8月29日）
 - ファミリーコンサート
「大正建築に響く歌声、クラシックからミュージカルまで」（8月20日）
 - 模擬裁判員体験と旧裁判所庁舎見学（8月27日） 名古屋高等裁判所共催
- 9月 企画展「名古屋まつり 歴代ポスター展」
- 10月 ウィーン・フーゴ・ヴォルフ三重奏団 市長表敬コンサート（10月20日）
市政資料館・港生涯学習センター共催講座の開催（10月26日）
- ・「芸どころ名古屋の歴史と文化 ～名古屋の祭り～」 鬼頭秀明氏
- 12月 企画展「公共建築賞パネル展～中部地区受賞建築～」(12月15日～12月23日)
「新修名古屋市史を語る集い」第24回の開催（12月11日）
- ・講演「歴史遺産の宝庫 名古屋城
～築城400年に考える～」 木村有作氏
 - 「名古屋城下町の考古学 ～発掘調査の成果から～」 水野裕之氏
- 1月 企画展「名古屋の教育～いつでも子どもたちをまん中にして」
(1月4日～1月30日)
- 2月 市政資料館・文化振興事業団連携企画特別講演会の開催
「文化小劇場で紡ぎだす名古屋の歴史」
- ・講演「無よりの出発 一六・三制の発足」
名東文化小劇場（2月1日）加藤洽和氏
 - 「西志賀・平手町遺跡と日本最古の船形木棺」
北文化小劇場（2月10日）村木誠氏
 - 「名古屋市域の家並帳」 西文化小劇場（2月15日）早川秋子氏
 - 「名古屋の地形の生い立ちと自然環境について」
緑文化小劇場（2月22日）梅津正倫氏
- 3月 「東海道と鳴海宿」 港文化小劇場（3月3日）酒井昌氏
「熱田と下之一色の漁業と魚市場」
熱田文化小劇場（3月9日）津田豊彦氏
「鎮台の設置と名古屋城郭の処分」
東文化小劇場（3月18日）池山弘氏
- 企画展「マッチで照らす名古屋の街かど～昭和初期のラベルデザインから」
(3月9日～3月21日)
- 市政資料館見学と刑事裁判傍聴ツアー（3月11日） 名古屋高等裁判所共催
桜の写真展示の開催（3月11日～5月8日）
- スプリングコンサート
～ステンドグラスに響く春の響く春の歌声～（3月12日）
「新修名古屋市史だより」第29号の発行
『新修名古屋市史 資料編 近世3』刊行
- 平成23年5月 市政資料館・昭和生涯学習センター共催講座の開催
- 「尾張藩と名古屋城下」（5月17日） 高木備太郎氏
 - 「近代名古屋城の歩みと名古屋のまちづくり」（5月24日） 池山弘氏
 - 「大名古屋の基盤をつくった人々」（5月31日） 真野素行氏
- 市政資料館・緑生涯学習センター共催講座の開催

- 「東海道と鳴海宿」(5月24日) 種田 祐司氏
- 6月 「福沢桃介の電力開発と名古屋の工業都市化」(6月7日) 浅野伸一氏
「百万都市名古屋の成立」(6月21日) 高木 備太郎氏
「自動車から航空機へ」(6月28日) 笠井 雅直氏
市政資料館・中生涯学習センター共催講座の開催(6月1日)
- 8月 「親子クイズラリー」の開催(8月6日～8月31日)
- 9月 企画展「名古屋まつり 歴代ポスター展」(9月10日～10月16日)
- 10月 市政資料館・文化振興事業団連携企画特別講演会の開催
「文化小劇場で紡ぎ出す名古屋の歴史2011」
「伊勢湾台風の建築被害と建築規制」南文化小劇場(10月7日) 松尾博雄氏
「幕末・維新期の社会情勢と尾張藩」南文化小劇場(10月7日) 黒田安雄氏
「江戸期中川区の歴史地理的環境—地誌・絵図・図絵から—」
中川文化小劇場(10月12日) 溝口常俊氏
「下之一色の漁業」 中川文化小劇場(10月12日) 津田豊彦氏
「名古屋の水辺の動物たち」 千種文化小劇場(10月20日) 矢部隆氏
「市内に残る戦国の城をたずねる」千種文化小劇場(10月20日) 岡村弘子氏
市政資料館・北生涯学習センター共催講座の開催(10月15日)
「名古屋の街道の魅力」 林順子氏
- 11月 市政資料館中央階段ファッションショー(11月3日) 市立桜台高等学校共催
「新修名古屋市史」特別講演会 ～震災を歴史から学ぶ～ の開催(11月4日)
「歴史に見える地震災害と名古屋の被害予測」 廣内大助氏
「濃尾地震・東南海地震と市民生活」 西形久司氏
「近世古文書にみる巨大地震と東日本大震災から考える津波対策」
溝口常俊氏
- ゲーデ弦楽四重奏団 市長表敬コンサート(11月15日)
- 12月 「新修名古屋市史を語る集い」第27回の開催(12月3日)
・概要説明 「資料編「近代3」の構成と関連資料について」 笠井雅直氏
・講演Ⅰ 「時局事務監査準備書類に見る名古屋市の防空体制
—戦時名古屋の軍需工業都市化の深まりとの関連で—」
池山弘氏
・講演Ⅱ 「戦前の名古屋駅前整備と交通結節点としての役割」 松永直幸氏
- 平成24年1月 市政資料館市民芸術展(1月7日～1月31日)
- 3月 市政資料館見学と裁判所庁舎見学ツアー(3月14日) 名古屋高等裁判所共催
桜の写真展示の開催(3月6日～4月15日)
スプリングコンサート
～ステンドグラスに響く春の響くフルーツとハーブの調べ～(3月17日)
「新修名古屋市史だより」第30号の発行
『新修名古屋市史 資料編 現代』刊行

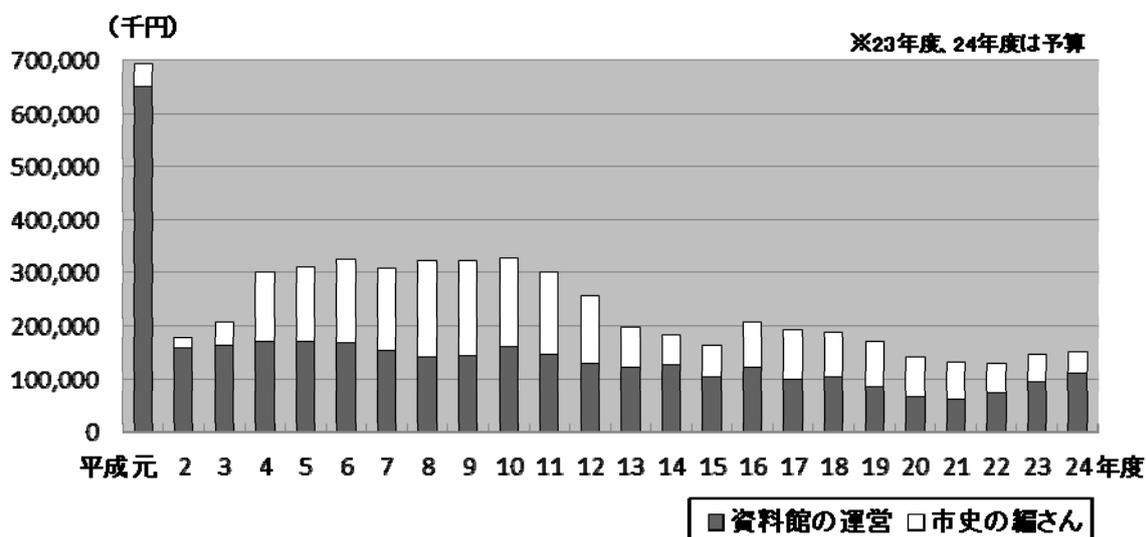
2 事業費の推移

決算 (単位：円)

年度	区分	資料館の運営	市史の編さん	合計
平成元年度	※1	651,206,898	42,228,964	693,435,862
2		159,905,693	18,950,140	178,855,833
3		163,260,341	43,209,367	206,469,708
4		170,641,296	130,287,744	300,929,040
5		170,879,940	138,415,535	309,295,475
6		169,410,179	157,513,379	326,923,558
7		153,229,676	155,234,672	308,464,348
8		142,925,569	182,584,830	325,510,399
9		145,444,614	179,512,685	324,957,299
10		161,635,584	166,971,781	328,607,365
11		146,326,804	154,196,889	300,523,693
12		129,439,025	127,110,870	256,549,895
13		123,745,536	72,625,175	196,370,711
14		127,879,548	54,190,964	182,070,512
15		102,882,728	61,595,346	164,478,074
16		122,557,394	85,127,148	207,684,542
17		98,701,126	93,631,327	192,332,453
18		102,746,099	86,289,886	189,035,985
19		83,506,603	88,333,541	171,840,144
20		67,652,759	75,023,241	142,676,000
21		62,667,171	68,806,555	131,473,726
22		69,557,881	45,028,648	114,586,529
※2 23		95,194,000	51,925,000	147,119,000
※2 24		110,767,000	40,143,000	150,910,000

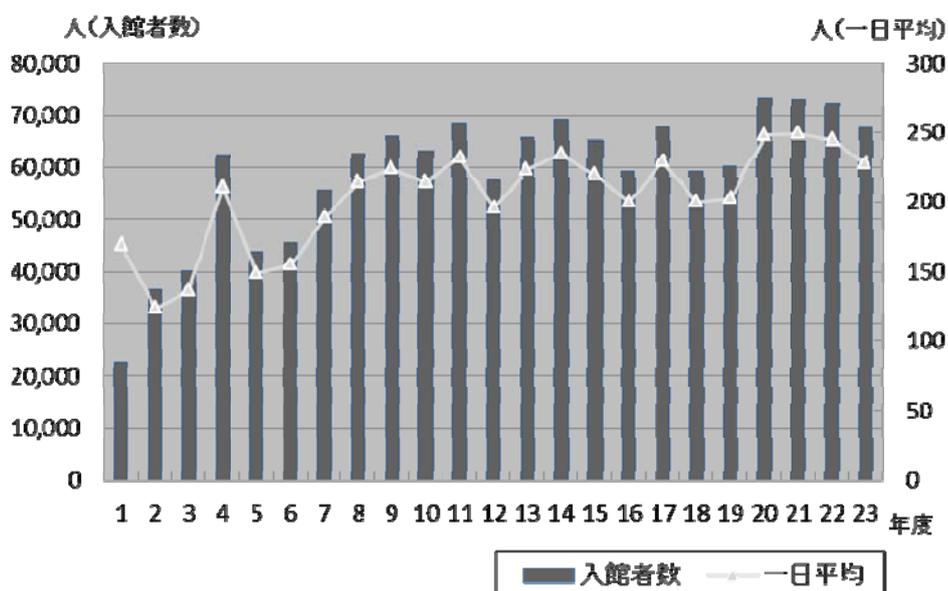
※1 資料館の整備に要した経費339,962,421円と資料館の運営に要した経費311,244,477円の合計です。

※2 23年度、24年度は予算額を記載しています。



3 入館者数の推移

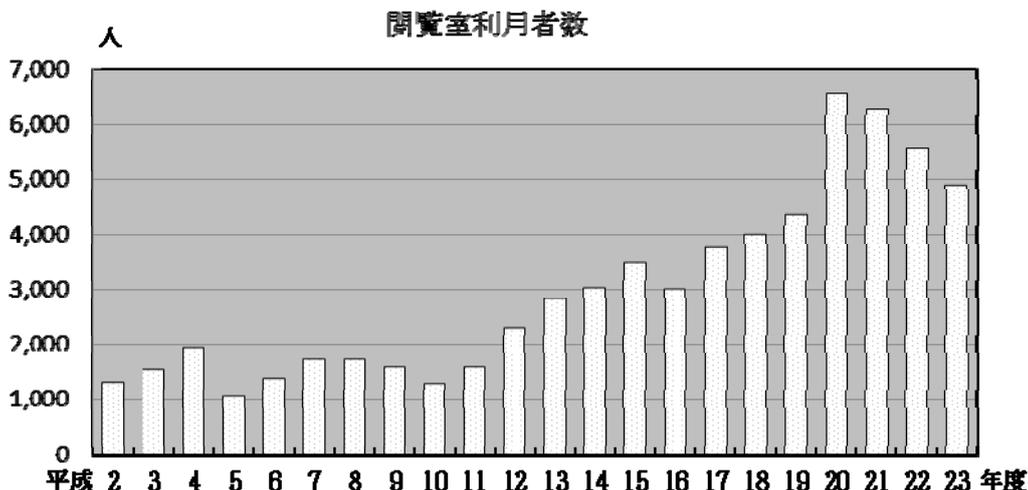
区分 年度	開館日数	入館者数	一日平均
平成元年度	135 日	22,773 人	169 人
2	294	36,545	124
3	295	40,154	136
4	295	62,251	211
5	294	43,914	149
6	294	45,662	155
7	295	55,771	189
8	293	62,816	214
9	294	65,927	224
10	295	63,213	214
11	295	68,372	232
12	294	57,692	196
13	294	65,673	223
14	295	69,220	235
15	297	65,228	220
16	296	59,274	200
17	296	67,749	229
18	296	59,240	200
19	296	60,143	203
20	296	73,362	248
21	295	73,312	249
22	296	72,313	244
23	297	67,622	228
計	6,627	1,358,226	205



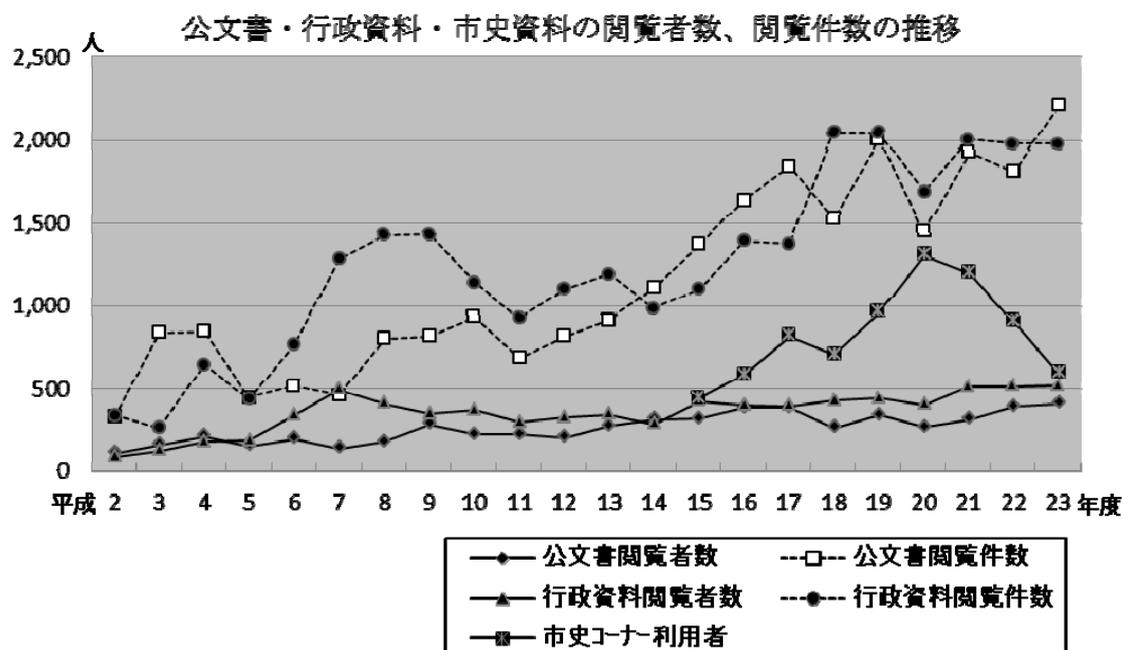
5 閲覧室の利用状況の推移

年度	開館 日数	閲覧室 利用者	公文書				行政資料	
			閲覧 者数	閲覧 件数	複写 利用者	複写 枚数	閲覧 者数	閲覧 件数
平成2年度	294	1,303	114	327	58	3,071	90	338
3	295	1,518	165	839	80	1,591	127	263
4	295	1,945	213	845	94	1,656	181	649
5	294	1,047	156	448	60	608	190	437
6	294	1,358	198	521	98	1,205	338	770
7	295	1,701	140	460	73	1,521	493	1,284
8	293	1,705	180	803	82	1,148	409	1,429
9	294	1,574	284	819	112	1,383	348	1,431
10	295	1,284	225	933	87	3,765	369	1,145
11	295	1,582	225	690	101	2,039	298	924
12	294	2,295	208	818	116	2,597	326	1,104
13	294	2,807	276	915	118	1,637	344	1,194
14	295	3,013	314	1,111	129	2,515	284	988
15	297	3,475	317	1,370	133	2,195	422	1,104
16	296	3,004	384	1,640	148	3,449	397	1,392
17	296	3,745	381	1,844	118	1,561	395	1,375
18	296	4,004	265	1,531	122	1,531	426	2,046
19	296	4,363	338	2,005	103	1,970	440	2,049
20	296	6,551	269	1,450	111	2,331	399	1,693
21	295	6,297	313	1,926	164	3,579	513	2,007
22	296	5,564	391	1,809	169	3,971	514	1,981
23	297	4,886	407	2,212	139	5,981	518	1,981
計	6,492	65,021	5,763	25,316	2,415	51,304	7,821	27,584

- (注) 1 公用利用を含む数。
 2 マイクロフィルムの利用者数、利用件数、複写利用者数、複写枚数は、行政資料の閲覧者数、閲覧件数、複写利用者数、複写枚数の内数。
 3 市史コーナー利用者は、閲覧室利用者のうち当該コーナーを利用した人数。



行政資料		市史資料（開架）			マイクロフィルム資料				項目 年度
複写利用者	複写枚数	市史コーナー利用者	複写利用者	複写枚数	利用者数	利用件数	複写利用者	複写枚数	
47	1,478	—	—	—	11	28	6	24	平成2年度
64	1,007	—	—	—	6	10	3	11	3
120	28,807	—	—	—	50	328	48	26,493	4
122	45,380	—	—	—	48	71	40	44,158	5
155	29,746	—	—	—	55	120	50	26,246	6
359	130,551	—	—	—	254	389	237	126,875	7
267	63,728	—	—	—	129	281	118	60,828	8
228	50,548	—	—	—	75	500	65	47,387	9
284	36,980	—	—	—	62	243	46	33,640	10
205	7,610	—	—	—	21	91	21	4,305	11
229	6,438	—	—	—	15	66	12	634	12
245	4,412	—	—	—	8	40	8	90	13
193	3,711	—	—	—	11	39	6	24	14
262	5,429	441	52	2,285	11	34	11	408	15
240	8,815	583	36	2,188	13	92	4	330	16
217	3,828	819	9	131	6	16	4	74	17
230	3,546	707	8	821	14	46	4	99	18
208	3,179	962	38	2,055	21	141	5	55	19
221	2,878	1,308	42	2,926	15	66	6	123	20
305	4,524	1,200	48	4,440	26	69	15	869	21
339	6,031	904	66	8,297	19	81	14	265	22
291	7,228	595	50	6,557	27	63	20	2,371	23
4,831	455,854	7,519	349	29,700	897	2,814	743	375,309	計



6 条例、規則など

◎名古屋市市政資料館条例

(平成元年4月1日条例第17号)

(設置)

第1条 歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供する等のため、次のように市政資料館を設置する。

名称 名古屋市市政資料館

位置 名古屋市東区白壁一丁目3番地

(事業)

第2条 名古屋市市政資料館（以下「資料館」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公文書等を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 公文書等を閲覧その他の利用に供すること。
- (3) 公文書等に関する調査研究を行うこと。
- (4) 市政に関する資料の展示を行うこと。

2 資料館は、次の事業を併せ行う。

- (1) 重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎を保存し、公開すること。
- (2) 集会室及び展示室（以下「施設」という。）の供用をすること。
- (3) その他市長が必要と認める事業

(定義)

第3条 この条例において「公文書等」とは、公文書館法（昭和62年法律第115号）第2条に規定する公文書等をいう。

(公文書等の利用)

第4条 公文書等の利用の方法及び利用の手続きについては、規則で定める。

2 市長は、公文書等の損傷のおそれがあるとき、個人の秘密保持等の必要があるときその他の規則で定める事由があるときは、公文書等を利用に供しないことができる。

(施設の供用)

第5条 施設は市民の文化活動のため、その利用に供するものとする。ただし、本市が第2条（第2項第2号を除く。）の事業に用いる場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。

3 市長は第1項の許可に際して、資料館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を許可と同時に納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消等)

第10条 市長は、次の各号の1に該当するときは、施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。

- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。
 (5) 工事その他の資料館の管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第11条 使用者は、施設の使用に当たって特別の設備を設ける必要があるときは、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、使用を終ったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号の1に該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は展示品若しくは設備等を損傷するおそれがあると認められる者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第14条 建物、設備その他器具又は公文書等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、資料館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市市政資料館条例別表の規定は、平成6年6月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

別表

使用区分		使用料の額			
		全日	午前	午後	午前午後
		午前0時から 午後12時まで	午前9時30分 から午後0時 30分まで	午後1時30分 から午後5時 まで	午前9時30分 から午後5時 まで
集 会 室	第1集会室		1,000円	1,100円	1,900円
	第2集会室		1,000円	1,100円	1,900円
	第3集会室		2,500円	2,900円	5,000円
	第4集会室		1,000円	1,100円	1,900円
	第5集会室		1,000円	1,100円	1,900円
展 示 室	第1展示室	1,900円			
	第2展示室	1,000円			
	第3展示室	1,100円			
	第4展示室	1,000円			
	第5展示室	1,900円			

備考

集会室については、市長が管理上支障がないと認めたときは、午後5時30分から午後8時30分までの間においても使用の許可をすることができるものとし、この場合の使用料の額は午前の使用料の額と同額とする。

◎名古屋市市政資料館条例の施行期日を定める規則

(平成元年規則第95号)

名古屋市市政資料館条例（平成元年名古屋市条例第17号）の施行期日は平成元年10月11日とする。ただし、第2条第1項第2号の規定の施行期日は、平成2年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎名古屋市市政資料館条例施行細則

(平成元年規則第96号)

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市市政資料館条例（平成元年名古屋市条例第17号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 名古屋市市政資料館（以下「資料館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、集会室については、市長の使用の許可を受けたときは午後8時30分まで使用することができる。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。

(3) 毎月第3木曜日

(4) 特別整理期間として年1回15日以内で市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）が、月曜日に当たるときは、その直後の休日でない日を、第3木曜日に当たるときは第4木曜日を、それぞれ休館日とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(公文書等の利用の方法)

第4条 公文書等の利用の方法は、閲覧又は複写とする。

2 条例及びこの規則の定めるところにより公文書等の利用をした者は、これによって得た情報を条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することがないように努めなければならない。

(閲覧の手続)

第5条 公文書等を閲覧しようとする者は、別に定める閲覧票を市長に提出しなければならない。

(複写の手続等)

第6条 公文書等を複写しようとする者は、別に定める複写依頼票を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により公文書等を複写する者は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

(公文書等の利用の制限)

第7条 条例第4条第2項に規定する規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 公文書等の損傷のおそれがあると認められるとき。

(2) 個人の秘密保持の必要があると認められるとき。

(3) 一定の期間一般の閲覧等に供しないことを条件として公文書等の寄贈を受けているとき。

(4) 資料館の事業に用いる場合その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(集会室の使用許可申請の手続)

第8条 条例第6条第1項の規定による資料館の施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者のうち集会室の使用許可を受けようとするものは、次の各号に掲げる事項を市長に申し出なければならない。

- (1) 住所及び氏名
- (2) 使用しようとする施設の名称
- (3) 使用しようとする日及び時間
- (4) 使用しようとする目的
- (5) その他市長が指定する事項

2 前項の規定による申出は、電話により行うことができる。

3 第1項の規定による申出(電話による申出を除く。)は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。次条第2項において同じ。)の6月前の日の属する月の初日(その日が休館日であるときは、その日後における直近の休館日でない日をいう。次条第2項において同じ。)から行うことができる。

4 第2項の規定による電話による申出は、前項に規定する申出を行うことができる日の翌日から行うことができる。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による申出をした者に、その申出の順序に従って使用申込書(第1号様式)を提出させ、使用許可をするものとする。

6 第1項及び第2項の規定による申出の日の翌日から起算して7日以内に、前項の使用申込書が提出されなかった場合、その申出はなかったものとみなす。

(展示室の使用許可申請の手続)

第8条の2 使用許可を受けようとする者のうち展示室の使用許可を受けようとするものは、前条第1項各号に掲げる事項を、別に定める方法により、市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出は、使用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による申出をした者に、その申出の順序に従って使用申込書(第1号様式)を提出させ、使用許可をするものとする。

4 前3項に定めるもののほか、展示室の使用許可に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(使用期間)

第9条 資料館の施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合は、展示室については、引き続き30日以内、集会室については、引き続き5日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(使用許可)

第10条 使用許可は、使用許可書(第2号様式)を申請者に交付することによって行う。

(使用料の還付)

第11条 条例第8条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することのできない事由によって施設の使用ができないとき。

(2) 使用者が、使用許可を受けた使用の日(引き続き2日以上使用する場合は、その初日をいう。)の前14日までに使用許可の取消しを申し出て認められたとき。

2 使用料の還付額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に当たるとき。 使用料の全額

(2) 前項第2号に当たるとき。 使用料の額の2分の1相当額

(特別の設備)

第12条 条例第11条の規定による承認の申請は、使用許可の申請の際に併せて行うものとする。

2 前項の承認の申請をする際には、仕様書、図面その他市長が必要と認める資料を併せて提出しなければならない。

(立入り)

第13条 市長は、資料館の管理上必要があるときは、使用許可をした資料館の施設に、その命じた者に立ち入らせることができる。

2 使用者は正当な理由がない限り、前項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

附 則

この規則は、平成元年10月11日から施行する。ただし、第4条から第7条までの規定は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第82号）

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第107号）

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第125号）抄

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年規則第21号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第82号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市市政資料館条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市市政資料館条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年規則第139号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第129号）

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市市政資料館条例施行細則及びこれに基づく手続に関する定めによってした手続については、この規則による改正後の名古屋市市政資料館条例施行細則（以下「改正後規則」という。）中これに相当する規定がある場合には、改正後規則の相当規定によってしたものとみなす。

第1号・第2号様式 略

◎公文書館法

(昭和62年法律第115号)
(改正平成11年法律第161号)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法(平成11年法律第79号)の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和63年政令第166号で昭和63年6月1日から施行)

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

附 則 (平成11年法律第161号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成12年政令第333号で平成13年4月1日から施行)

公文書館法の施行通達

〔昭和63年6月1日〕
〔総 総 第 366 号〕

内閣官房副長官

公文書館法の施行について(通達)

先の第111回臨時国会において、議員立法により可決成立し、昭和62年12月15日に公布された公文書館法（昭和62年法律第115号）が本日施行されたところである。

この法律の立法の趣旨は下記のとおりであるので、本法の趣旨を十分理解の上、適切に対処されたい。また、貴管下各市町村長に対し、この旨を周知されたくお願いする。

おって、本法及びその解釈の要旨を添付するので、参考とされたい。

記

公文書等は、行政上の観点から重要であるというだけではなく、歴史を後代に伝承する資料としても重要なものであると考えられる。

この法律は、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、①国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し適切な措置を講ずる責務を有することと、②そのための施設である公文書館に関し必要な事項等を規定することにより、これらの公文書等の保存及び利用の促進を図るとともに公文書館の整備を積極的に推進していこうとするものである。

(別添)

公文書館法の解釈の要旨

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第1条 (目的) 国及び地方公共団体は、歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を国民の共通の財産として継続的に後代に伝えるために、これら公文書等の散逸、消滅を防止し、これを保存し、利用に供することが極めて重要であるという基本認識を示したものである。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

第2条 (定義) 「公文書」とは、公務員がその職務を遂行する過程で作成する記録を、「その他の記録」とは、公文書以外のすべての記録をいい、また、これらすべての記録の媒

体については、文書、地図、図面類、フィルム（スライド、映画、写真、マイクロ等）、音声記録、磁気テープ、レーザーディスク等そのいかなるものを問わないものである。したがって、「その他の記録」には、古書、古文書その他私文書も含まれることになる。

公文書その他の記録は、国又は地方公共団体が保管しているものを指し、国又は地方公共団体であれば、いかなる機関が保管していてもよく、また、他の国又は地方公共団体の機関が作成したものであってもよい。

「現用」とは、国又は地方公共団体の機関がその事務を処理する上で利用している状態にあることをいい、頻度が低い場合でも本来の使用がなされていれば、これに該当する。したがって、「現用」であるかどうかの判断は当該国又は地方公共団体の機関が行うことになる。

（責務）

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

第3条（責務） 「歴史資料として重要な公文書等」とは、国及び地方公共団体が歴史を後代に伝えるために重要な意味をもつ公文書等のことをいうが、それは、具体的に何がそれに該当するかという厳格な客観的基準には本来なじまない性格のものである。

例えば、国及び地方公共団体の機関において文書管理上永久保存とされているものについては、一般的にその多くが歴史資料として重要な公文書等に該当するということができるが、歴史資料として重要な公文書等はこれに限られるものではなく、有期限文書その他の記録の中にもそれに該当するものが存在するというべきである。

「利用」とは、展示、貸出等も考えられるが、基本的には閲覧である。

「責務」とは、法律上の「義務」とは異なり、国及び地方公共団体が、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、その保存及び利用に関し、それぞれが適切であると考えられる措置をとる責務を、本来、国民及び当該地方公共団体の住民に対し負っていることを確認する趣旨のものである。それ故、その責務を果たしているかどうかの判断は、国及び地方公共団体のそれぞれが自ら行うものである。

また、本条の責務は、国の場合、行政府のみならず立法府及び司法府も負うことになる。

（公文書館）

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第4条（公文書館） 第1項は、本法に定める公文書館とは、歴史資料として重要な公文書等の保存、閲覧及び調査研究を単にその業務として行う施設ではなく、これら3つの業務

を行うことを目的とする施設であることを明示したものである。

「閲覧」については、公文書館が、国又は地方公共団体が国民又は当該地方公共団体の住民に対し負っている第3条の責務を果たすために設けられる施設であることから、調査研究が目的である者についてのみそれを認める等、目的による合理的な制限を設けることは妨げないが、目的のいかんにかかわらず、特定範囲の者にだけ開放するというものはここでいう「閲覧」ではない。

「これに関連する調査研究」とは、「歴史資料として重要な公文書等に関連する調査研究」のことであるが、それは単なる学術研究ではなく、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書等が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究が中心となるものである。

第2項は、公文書館には、統括責任者としての館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くこととしている。

「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」とは、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者をいう。いわば、公文書館の中核的な業務を担当する職員であり、公文書館の人的組織においては極めて重要な存在である。

このような専門職員に要求される資質については、歴史的要素と行政的要素とを併せ持つ専門的な知識と経験が必要であるといえるが、現在の我が国においては、その専門的な知識と経験の具体的内容については未確定な部分もあり、また、その習得方法についても養成、研修等の体制が整備されていない状況にある。したがって、任命権者としては、当面、大学卒業程度の一般の職員との比較において、いわば専門的といえる程度の知識と経験を有し、上記の調査研究の業務を十分に行うことができると判断される者を専門職員として任命すればよいということになる。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

第5条 第1項は、公文書館の設置主体を明確にしたもので、公文書館を必ず設置しなければならないことを定めている規定ではない。本項の趣旨は、責務を有する者が自らの責務を他に委ねることなく自らの責任で果たすことを期待するもので、民法法人等に依頼して設置する施設、私設のものなどは本法の公文書館とはならない。

第2項は、地方公共団体の設置する公文書館は、究極的に住民の福祉を増進するための施設であり、地方自治法上の公の施設としての性格を有していると考えられるので、その設置については条例で定めなければならない旨を確認したものである。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

第6条 (資金の融通等) 本条は、第3条の歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する責務を果たす上で、公文書館の設置が最も望ましい措置であるという考え方から、地方公共団体の公文書館の設置に関し、必要な資金の融資又はあつせんに努めるとする努力規定である。

「資金の融通」とは、地方債を発行する際に、国が政府資金等により引受けを行うことであり、「資金のあつせん」とは、同じく起債時に、民間金融機関等による引受けをあつせんすることをいうものである。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

第7条 (技術上の指導等) 本条も地方公共団体に対する国の支援に関するものであり、求めに応じて、内閣総理大臣は技術上の指導又は助言を行うことができることとなっている。

「求めに応じて」ということは、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用という事務は、地方公共団体の固有事務であることを考慮するものであり、「技術上の」ということは政策上の判断は含まれず、公文書館の運営に関し、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する技術的な指導等が中心となるものである。

附 則

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

附則第2項 (専門職員についての特例) 本項は、現在、専門職員を養成する体制が整備されていないことなどにより、その確保が容易でないために設けられた特例規定である。

◎公文書等の管理に関する法律

(平成 21 年 7 月 1 日法律第 66 号)
(改正平成 21 年 7 月 10 日法律第 76 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館

二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であって、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政文書

二 法人文書

三 特定歴史公文書等

(他の法令との関係)

第三条 公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 行政文書の管理

第一節 文書の作成

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一 法令の制定又は改廃及びその経緯

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

第二節 行政文書の整理等

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史

公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、行政機関の長は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

(管理状況の報告等)

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

(行政文書管理規則)

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 行政文書ファイル管理簿に関する事項
- 五 移管又は廃棄に関する事項
- 六 管理状況の報告に関する事項
- 七 その他政令で定める事項

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 法人文書の管理

(法人文書の管理に関する原則)

第十一条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存

期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4 独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

5 独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（法人文書管理規則）

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

（行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管）

第十四条 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第三項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第十七条 国立公文書館等の長は、前条第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であって第十六条第一項第一号ハ又はニに該当するものとして第八条第三項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第二十一条第二項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第十九条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（手数料）

第二十条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮して、国立公文書館等の長が定めるものとする。

（異議申立て及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあったときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

(独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用)

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九條及び第二十條並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九條から第十六條までの規定は、前條の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九條中「前條第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一條第二項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同條第二号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六條第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が）」と、同條第三号中「開示決定等について反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第十八條第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十條中「第十四條第三項」とあるのは「公文書管理法第十八條第四項」と、同條第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同條第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九條から第十六條までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九條第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一條第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同條第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同條第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十條から第十三條までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十條第二項及び第十六條中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二條中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

(利用の促進)

第二十三条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元行政機関等による利用の特例)

第二十四条 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第二十五条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の報告等)

第二十六条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(利用等規則)

第二十七条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十五条から第二十条まで及び第二十三条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保存に関する事項

二 第二十条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項

三 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項

四 廃棄に関する事項

五 保存及び利用の状況の報告に関する事項

3 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第二十八条 内閣府に、公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。

三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六章 雑則

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(研修)

第三十二条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)

第三十三条 行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの

法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章（第二十九条第二号及び第三号を除く。）の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十一条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第九条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に国立公文書館等が保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に次条の規定による改正前の国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十五条第一項の規定に基づく協議による国の機関（行政機関を除く。）と内閣総理大臣との定めは、第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 国会及び裁判所の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。

利用のごあんない

開館時間 午前9時～午後5時
休館日 月曜日（休日の場合はその直後の平日）
 毎月第3木曜日（休日の場合は第4木曜日）
 12月29日～1月3日
入館料 無料

施設使用料

使用区分		全日	午前	午後	午前・午後
			9時30分～12時30分	13時30分～17時	9時30分～17時
集 会 室	第1集会室		1,000円	1,100円	1,900円
	第2集会室		1,000円	1,100円	1,900円
	第3集会室		2,500円	2,900円	5,000円
	第4集会室		1,000円	1,100円	1,900円
	第5集会室		1,000円	1,100円	1,900円
一 般 展 示 室	第1展示室	1,900円			
	第2展示室	1,000円			
	第3展示室	1,100円			
	第4展示室	1,000円			
	第5展示室	1,900円			

受付 ご利用日の6ヶ月前の月初開館日の午前9時から先着順に受付をします。
 また、集会室は、上記の翌日からは電話による仮申込みもできます。



交通案内 地下鉄名城線「市役所」下車、東へ徒歩8分
 名鉄瀬戸線「東大手」下車、南へ徒歩5分
 なごや観光ルートバス メーグル
 「市政資料館南」下車、北へ徒歩5分
 市バス・名鉄バス「市政資料館南」下車、北へ徒歩5分
 〃 「清水口」下車、南西へ徒歩8分
 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

所在地 名古屋市東区白壁一丁目3番地

平成23年度

名古屋市市政資料館年報

発行年月 平成24年4月

発行・編集 名古屋市市政資料館

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目3番地

T E L (052)953-0051

F A X (052)953-4398

E-mail : a9530051-01@somu.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公式ウェブサイト : <http://www.city.nagoya.jp>
